

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成26年 6 月 13 日（金曜日） 午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	山 岡 幹 雄 君
3 番	石 崎 たか子 君	4 番	加 藤 敏 彦 君
5 番	八 木 一 君	6 番	大 宮 吉 満 君
7 番	近 藤 武 君	8 番	神 田 康 史 君
9 番	杉 村 義 仁 君	10番	島 田 浩 君
11番	河 合 克 平 君	12番	真 野 和 久 君
13番	吉 川 三津子 君	14番	鬼 頭 勝 治 君
15番	大 島 一 郎 君	16番	鷺 野 聰 明 君
17番	堀 田 清 君	18番	大 島 功 君
19番	竹 村 仁 司 君	20番	高 松 幸 雄 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水 谷 勇 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜久男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	五 島 直 和 君
市 民 生 活 部 長	永 田 和 美 君	上 下 水 道 部 長	飯 谷 幸 良 君
消 防 長	小 塚 良 紀 君	福 祉 部 長	小 澤 直 樹 君
総 務 課 長	猪 飼 明 君	施 設 整 備 課 長	横 井 一 夫 君
高 齢 福 祉 課 長	水 谷 辰 也 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 秀 三	議 事 課 長	佐 藤 敏 彦
書 記	山 田 宗 一	書 記	服 部 陽 介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

通告順位7番の12番・真野和久議員の質問を許します。

○12番（真野和久君）

おはようございます。

きょう2日目の1番バッターとして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

きょうは、通告もしましたように、3点についてお尋ねをいたします。

まず第1点目が、支所整備計画について、2点目が介護保険について、3点目が南海トラフ地震への備えについてです。

まず第1点目の支所整備計画についてであります。

支所整備計画については、今、隣に建築が進んでいます新庁舎との関連も含めて、この間さまざまな議論が行われ、またいろんな問題も提起をしてみました。

4月の市議選の中でも、支所に関して佐織の庁舎を残して防災などに活用してほしいとか、また遠くには行けないので、支所で全てのサービスが受けられるようにしてほしい、また、やはり住民説明会をやってほしいというような声を聞いてまいりました。

選挙中も含めて4月10日から5月9日の間に、愛西市は支所整備計画のパブリックコメントを実施しましたが、その結果についてまずお尋ねをいたします。パブリックコメントの件数や内容、またそれに対する市の回答について、そしてパブリックコメントによる計画の見直しについて、それからパブリックコメントに対する市の評価、また計画の地域説明会などをやっていく考えについてお尋ねをいたします。

さらには、新庁舎も含めて、やはり新しくつくるのならば、今の施設を改善して使ってほしいという声も幾つも出ていました。

そうした中で気にかかるのは、今回の支所整備計画によって支所の整備・縮小が検討をされていますが、それと同時に、一方では今後の愛西市としての施設の整備をどうしていくのかについてがまだ明らかになっていないことでもあります。やはり必要なものであれば、今後つくっていくことも検討していかなければなりませんし、その点も含めて、現在ある施設をどう使っていくかは、しっかりと計画をしていくことが必要だというふうに思います。

今後、整備が必要な施設をどのように想定をしているのか、また特にほとんどが残る八開庁舎や立田庁舎のあいている部分の利用計画をどうするのか、また佐織庁舎に関しては、現在ある包括支援センターが移転せざるを得なくなると思いますが、その移転先などの対応をどうするのかについてお尋ねをいたします。

さらに、きのうも何人かの議員が質問をされていました。今回の市議選の中でも、期日前投票の数は佐屋地区が2,704に対して、佐織地区は807、立田地区が434、八開地区が166でした。やはり期日前投票が本所でしか行われていないということに対する大きな影響があります。市議選の前後でも、支所で期日前投票をやってほしいという声をよく聞きました。さらには、市議選には何としても行くが、国や県の選挙は用事があるときには遠いので行っていないというような声も出ていました。当然、選挙に対するその方々の関心の問題もありますが、やはり期日前投票に行くのには遠いということが大きく影響していることも否定できません。その点でも低投票率の要因にもなっていると考えられます。きのうもありましたが、期日前投票の充実、各庁舎での実施、もし各庁舎で1週間通しでなくても数日間、または前日投票など一部実施を行うことも可能だと思いますので、そうしたことの検討も願えないでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目が、介護保険についてであります。

現在参議院で地域医療介護総合確保推進法というものが審議されていますが、これはまさに医療や介護の仕組みを大きく変えるものであります。介護関係では、1つ目が予防給付の見直しで、要支援1・2と認定された方、全国で160万人はいると言われていますが、この訪問介護や通所介護が介護保険を利用しては受けられなくなるということであり、これが市町村の地域支援事業へと置きかえられる。

また、2つ目には、特別養護老人ホームの入所者を要介護度3以上に限定をし、要介護度1の人は虐待など一部の例外を除いて対象外になってしまうこと。

3点目には、単身者の場合、合計所得160万円以上の人は利用料が2割負担になるということなどが掲げられています。

政府は、こうしたサービスについては地域包括ケアなどで対応すると言っていますが、全国的には、実際には訪問介護士も介護職員も大きく不足しており、まさにこれは絵に描いた餅と言わざるを得ない状況になっています。また、利用者の2割負担に関しては、先日の日本共産党の小池晃議員の質問でも明らかになりましたが、利用者の2割負担に関してのモデルが誤っていて、撤回をされるというようなことも起きています。

私たちは、今回の地域医療介護総合確保推進法に関しては廃案を目指していますが、やはり多くの皆さんから、この問題に関しては見直しをしてほしいという声も出ています。そうした点で、今回の介護保険制度の見直しに対する市の評価を、まずお尋ねをいたします。

今回の推進法では、いわゆる要支援1・2の方の介護保険利用が制限をされるなど、大きな改変が行われますが、これに対する市の評価はどんなものでしょうか。また、こうした見直しに対する市の対応はどのように準備をされているのかについてお尋ねをいたします。

3点目として、南海トラフ地震への備えについてであります。

愛知県の防災会議は5月31日に、新たな愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を発表いたしました。

今回特徴的なものは、堤防の沈下による被害というところであります。愛西市では、過去地震最大モデルで地震被害が約1,100で、死者20人。うち浸水・津波で200棟、10人。また理論上最大モデルでは7,900棟、1,000人。そのうちの浸水・津波では3,500棟、そして800人の被害というふうに想定がされる、まさに衝撃的なものでありました。今後、これに基づいて、市の防災計画の見直しなどが行われると考えますが、現在の段階での考えをお尋ねしたいと思います。

まず、今回の県の発表に対する評価と対応という問題です。今回の発表をどのように受けとめているのか、また市は今後それに対してどのように対応していくのかをお尋ねいたします。

さらには、先ほども申しましたが、今回は堤防の沈下による被害という問題に特徴があると思います。その点で、ある程度予測できるような風水害とは異なり、緊急、迅速に対応が必要な地震被害の場合には、高台などの避難場所の確保や避難の具体化などが多く求められてきます。そうした点についての考えをお尋ねしたいと思います。

以上、最初の質問を終わります。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、順次御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず支所整備の計画の関係で幾つか御質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目のパブリックコメントを実施し、それが終わったという状況の中で、パブリックコメントの件数と、内容と市の回答という質問でございますが、先ほどおっしゃいましたように、4月10日から5月9日まで約1カ月実施をいたしまして、その支所整備計画に対する市民の皆さんからの御意見は、17人の33件、一応御意見が寄せられました。大まかに内容を申し上げますと、御意見の要旨につきましては、支所整備の考え方についてが5件ほど、それから支所の整備方針、あるいは整備の概要についてが14件ございました。そして支所整備のスケジュールの関係が1件、その他の意見について13件。これはいろんな御意見がありましたので、その他の意見という形の中で取りまとめをいたしましたけれども、そんなような御意見が13件あったというのが内訳でございます。

それで、回答の関係でございますが、いろいろ寄せられた御意見に対しましては、今考え方を整理しておるのが現状でありまして、一応案はでき上がっておりますけど、もうちょっと突っ込んだ中で整理をしておるのが現状であります。7月中にはホームページに回答を掲載していきたいということで今準備を進めておりますので、その点御理解がいただきたいと思っております。また、ホームページだけではなくて、担当は施政整備課になりますけれども、そちらの窓口でもごらんいただけるような形はとっていきたいなど。当然ながら、広報にも一応掲載する考えではあります。これは8月号の広報になるんじゃないかと思っておりますけれども、その広報の内容は、皆さんからいただいた人数とか、あるいは件数的なものしか、ちょっとスペース等

の関係がありますので、今のところそんなような形の掲載を予定しているのが現状であります。

そして、計画の見直しの関係でありますけれども、先ほど申し上げましたように、市民の皆さんから寄せられた御意見について整理をしておるのが現状でございますので、7月ぐらいには市の考え方、方針というものをきちっと回答させていただきたいというのが現時点の考え方です。

それから、市の評価と計画に対しての地域説明会の関係でございますけれども、多くの市民の皆さんから御提出いただいた御意見等がありますので、こういった御意見、情報を考慮させていただきまして、今後の支所整備の一つの意思決定といえますか、方向性といえますか、そんな形で御意見等を整理させていただいて、反映できるものについては反映をしていくというのが、私ども市のスタンスではないかなあというふうに考えております。

そして、地域の説明会の関係でありますけれども、この件につきましては、最前からいろいろこの議会でもお答えをさせていただいております。この支所の整備計画につきましては、既存公共施設の有効活用等について、前段で出張所の整備検討報告書の基本条件というのが、やはりこの条件に基づきまして各種検討をしてきた経緯がある中で、最終的には従来の庁舎を支所として活用するという整備方針を示したものというふうになっております。

そして、これも先ほどもおっしゃいましたように、施設の位置が変わるわけではありませんし、これまでどおり庁舎を利用していただける点では、市民の皆さんやその利用者の皆様には大きな混乱を与えるようなことはないのではないかというふうに思っておりますし、パブリックコメント等を実施していろんな御意見をいただきましたけれども、私どもとしては支所整備計画の策定をもって、説明会を開催するという考え方については持っておりません。最前から申し上げておりますように、現時点でも考え方は変わりません。

ただ、今後当然支所整備の内容については、建物の調査、これから設計検討を進めていくこととなりますけれども、やはり利用者の皆様方に対して混乱を招かないように、できる限り情報を広報やホームページに基づいて、きちっと周知をさせていただくということについては、これも考え方は変わりありませんので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目の支所整備と施設の整備の関係でありますけれども、前段で、市全体のいろんな施設があるんだけど、その整備計画は今後どう進めていくんだという全体のお話がありました。これは今日に至るまで、市の庁舎以外の既存の施設ですね、その施設の有効活用、あるいはあり方等について、私ども市としてもきちっと整備をしていく必要があるんだということは申し上げてきた経緯がございます。

それで、近々に総務省のほうから昨年の11月に、これは真野議員もごらんになっているのではないかなと思いますけれども、国のほうからインフラ長寿命化基本計画というものが策定をされまして、これをもとにいわゆる地方自治体においても各施設の今後の整備、その中には統廃合的なものも含まれてくると思いますけれども、そういったものを策定しなさいというような指針が示されました。そして、この指針に基づいて、先ほどお話がありました市全体の施設整備については計画の中に位置づけていくという作業をことしから入る予定をしておりますの

で、そんな中できちっと位置づけをしていく必要があるのかなあと現時点では考えております。今この時点で、具体的にここここ今ある既存施設を統合して、3つあるものを2つにすると、あるいは1つにするということは、ちょっとこの場では申し上げることができませんけれども、いずれにしても計画の中にきちっと位置づけをしていくということで進めたいというふうに考えております。

それから、立田、八開、佐織庁舎も含めての利用の計画の関係でございますが、これも市の整備計画、各議員さんそれぞれ中身を見ていただいておりますけれども、既存の3つの庁舎を利用して支所整備をしていくんだというのが今回の計画であります。

立田支所につきましては、現庁舎の既存棟の2階の増築部分を耐震及び改修をいたしまして活用する。単純に言えば、一番西側の3階建てでありますけれども、それを改修してそこを支所として活用していくというのが基本的な考え方です。

そして、八開庁舎につきましては、現庁舎の1階事務室の一部を改修いたしまして、支所と、それから上水道課の事務室として活用していきたいというのが、今私どもの現時点での考え方です。

それから、佐織の庁舎も支所という形で進めていくわけでありましてけれども、現庁舎の既存棟の3期増築分、これも西側になるわけでありましてけれども、そこを部分改修して利用する計画であります。そして、市民窓口を1階部分に集約することで若干最小限の増築はする必要があるということで、これも以前支所の整備計画の中でお話しした経緯がありますけれども、一部増築をした中で対応をしていく形になるのではないかなあとというふうに現時点では考えております。

それから次に、期日前投票の関係でございますけれども、これは今議員のほうから一つの手法としてこういったやり方もできるのではないかなあというような御提案とも受け取れるお話があったわけでありましてけれども、基本的な考え方は、昨日、竹村議員さんのほうへもお答えしたのが、現時点での私どもの考え方全てでありますので、昨日も申し上げましたように、その数値で比較すると、議員がおっしゃられた数値というような格差は確かにあるという捉え方もあります。しかしながら、きのうも申し上げましたように、職員の体制とか、あるいはその管理執行の問題、前提として、連日私が申し上げましたいろんな御意見があったのも事実です。それは、こういう言い方をすると申しわけありませんけれども、立田地区からもありましたし、八開地区からもありました、佐織地区からもあったんです。人が多い、もうちょっと無駄じゃないか、職員を減らしたらどうだ、そんな話はあったのは事実なんです。それを踏まえた中で、くどいようではありますが、選挙管理委員会のほうで御審議をいただいて一つの方向性が導き出されたというふうに私は思っておりますので、ただ、きのう申し上げましたように、統合庁舎というのは基点になるのではないかなあと。ただ、今後総合的に検討していくべき課題であるという前提の中で、一部柔軟に対応していきたいということも申し上げましたけれども、現時点ではそんなような考え方で今後整理をしていきたいというふうに思っております。

それから、前後しますけど、私のほうの関係だけ先に御答弁させていただきます。

次に、南海トラフの関係でありますけれども、県の発表に対する評価と対応ということで、議員が今お話がございましたように、今回愛知県が公表した予測結果につきましては、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波で過去に実際に発生したものを参考に想定した、先ほどお話がありました過去地震最大モデルと、命を守るという観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について補足的に想定がされた。国のほうのあれでありますけれども、理論上の最大想定モデルの、この2つのパターンというものが示されたわけであります。

それで、今回新聞にも数字的なものもお話がありましたけれども、新聞やテレビで取り上げられたものの数値については、1,000年に1度、あるいはもっと発生頻度が低いもので、平成24年8月に国の検討会が公表したモデルに即したものであります。そして今回の県の被害予測結果での特徴は、やはり国の想定で具体的に盛り込まれなかった、今議員のほうからお話の堤防の被災が盛り込まれと。その強い揺れや地盤の液状化により、一定の被害を受けると、こういったようなものが盛り込まれた被害想定になっております。

それで、こういった調査結果が公表された中で、私どもとしては、まだ10日ぐらいしかたっていない状況の中で今お話しできることは、当然ながら阪神・淡路大震災でも、さきの東日本大震災でも堤防の被害は起こっておりますよね。そんな状況から、堤防に守られているというのが私どもの地域だというふうに思っておりますので、数字だけ捉えれば大変衝撃的な数字で、試算といえどもやはりそれは重く受けとめているのが現状であります。素直に申し上げて、そういうふうに受けとめております。

それから、今後の対応でございますけれども、2つのモデルが示されたわけでありますけれども、愛知県から、実際この被害予測結果については担当者会議もあって、説明会もありました。そして、個別にそういったお話を県のほうから承った経緯もあります。それを受けて、ちょっとこの辺は疑問があるなあというものもありましたので、現在それを愛知県に照会をかけているというのがありますが、きょう現在、そして、愛西市としても現時点で皆さん方に説明できる段階に至っていないというのが事実であります。当然でありますけれども、私ども市としては、今後資料がまとまってくるので、せんだってのタウンミーティングでもそんなような御心配の御意見もいただきました。

それで、そういった資料がまとまり次第、ホームページとか広報紙に特集を組むことも必要なかなあと、そんなような考え方で、いろいろ受け取り方によってありますので、やはり市民の皆さん方が誤解のないように周知をすることが必要だという考え方で今後進めていきたいなど。

そして特に、堤防の沈降による浸水被害が予想されている地区は、新聞報道でも赤エリアに浸水区域が表示されておりましたけれども、特にその地区については、地域の防災訓練などの機会を利用する中で、市は市として情報提供を啓発できる分については、きちっとお伝えをしていきたいなあというふうに考えております。

それから、最後の浸水被害の対応の評価であります。

若干触れましたように、浸水の想定図というものが示されております。多分真野議員さんも

つぶさにごらんになっていると思っておりますけれども、私どももそういった想定図を担当者の説明会等々、復命を見て、内部的にもちょっと情報交換的なものをした経緯の中で、その想定図を見ますと、立田南部地区、それから国道150号線より南の一部西保地区とか、それから大井、それから本部田、善太新田などの永和地区、それから佐織地区の日光川沿いの地区に浸水が予想されておると。そんなような浸水区域の図になっております。浸水の深い1メートルから2メートルが予想されている、色が塗ってあるわけですがけれども、これは図面上でしか判断できませんけれども、そういった箇所は遊水地の役割をしているという部分がある中で、水田がほとんどで、建物や道路では1メートル以下の浸水ぐらいの程度ではないか、これはあくまでも図面上での判断でありますけど、そんなような捉え方をさせていただきました。

いずれにしても、今後詳細なものが示されてくると思っておりますけれども、ただ御質問がございましたように、迅速な対応が必要だと。そして避難場所の確保や避難の具体化が求められると。当然のことでもありますので、まず低い地区については、これは今始まったことじゃないんです。愛西市もハザードマップというものを各市民の皆さん方に一応周知をさせていただいて、この地区はこれだけの浸水区域になりますよということは、もう既に周知は図らせていただいています。そんな中で、最優先に必要な対策としては、建物の耐震性を保ってもらうこと。そして家具の転倒防止対策というものが、地震に対しては最優先にとっていただくような対策ではなかろうかなあというふうに思っておりますし、そういった備えができれば、避難する時間に余裕ができるということも考えられ、ある部分、最悪の事態は回避されるんじゃないかなあということも思っておりますので、先ほど申し上げましたことも踏まえて、引き続き自主防災会、いろんな会議の場で啓発を進めていきたいというのが、私ども市としての考え方であります。よろしく申し上げます。以上です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、私のほうからは1点目の、支所整備計画に伴い、佐織庁舎に設置しております地域包括支援センターの移転はどう考えているのかと、それと2点目になりますが、介護保険についてお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。

佐織庁舎は、今、地域包括支援センターを設置させていただいております。こちらに本所という形で置かせていただいております。佐屋の保健センターのほうにサブセンターを設置させていただいております。どちらも直営で経営をさせていただいております。

この業務につきましては大きく2つございまして、いわゆる介護予防支援といったことと、相談業務を主といたします包括的支援といったことになっております。現在私どもといたしましては、このうちの相談業務を主とする包括的支援事業を民間のほうへ委託をさせていただいて、市の資源を集中的に介護予防支援に向けたということで考えておまして、この介護予防支援の業務につきましては、これは新庁舎の組織の再編にもよりますけれども、高齢福祉課の中の業務として整理をしていったらどうかなといった考えで、現在進めておるところでございます。



続きまして2点目の、現在、国のほうで審議をされております介護保険制度の見直しに対する市の評価はどう考えておられるのかという部分につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

本市は、この4月1日現在で高齢化率は27.5%でございます。合併時、平成17年4月1日現在では19.0%でございました。御存じのように、急速な高齢化が進んでおります。この高齢化に伴いまして、ひとり暮らしのお年寄りでありますとか、高齢者のみの世帯が増加をしております。今後この傾向については進んでいくと考えております。

こんなような状況の中で、いわゆる介護給付費の増加、お年寄りがふえて介護のニーズがふえるがために、そういう需要を満たすためのサービス施設がふえる。当然人数がふえてサービスの総量がふえますので、全体にかかる費用が膨れる。したがって、保険料もふえていくと、こういった構造については避けられるものではございません。

また一方で、昨年、ことしの計画見直しに先立ちましてアンケートをさせていただきました中で、居宅介護を受けている方につきましては、自宅で引き続き生活をしたいと御希望されている方については60.1%、6割の方が自宅で引き続き住みたいといった御希望を答えておみえになります。

したがって、御自宅で住まれるためには、医療と介護は同時に提供をしていく必要がございます。そして、在宅医療に特化した身近な医療者というのは、この介護保険の中でも重要な位置づけとなってきます。

このような状況でございますので、現在の介護保険制度が引き続き持続できますように、また要介護の認定者が住みなれた地域、自宅で暮らしていけるようにということで、在宅医療でありますとか、介護、介護予防、生活支援、これらの充実を図っていかねばならないといった方向性でございますので、今回審議されている内容については、必要な改正であると考えております。

続きまして、このうちの介護予防給付の見直しに、市はどのようなふうに対応していくのかといった点についてでございます。

この介護予防給付につきましては、地域の実情に応じて、多様な主体により柔軟な取り組みを進め、効率的で効果的なサービスの提供ができるように、地域支援事業という形式に今回見直すといった改正案が示されております。

しかしながら、これが市町村の事業として位置づけられるわけですが、これの施行後の事業につきましても、これは介護保険の制度内のサービス提供という位置づけについては変わりません。財源構成についても変わるものではございませんので、よろしく申し上げます。

今回の制度改正で、この予防給付の見直し、それから地域支援事業の充実といったものが盛り込まれております。今までは全国一律のサービスの提供でございましたけれども、今後につきましては、市町村の判断で介護事業所であったり、NPOであったり、社会福祉協議会であったり、農協であったり、こういった団体を利用しまして、できるだけ地域の資源を活用できるようにしていくといったことが述べられております。

そこで、市の対応といたしましては、既存の介護事業所によるサービスだけではなくて、多様な主体がサービスを提供とすることになりますので、こういった新たな事業主体の受け皿を整備していく必要が出てまいります。

また、地域包括支援センターでは、現在、国が作成しました基本のチェックリストというのを高齢の方々に郵送で送らせていただきまして、要支援者の状況の把握を行っております。この基本のチェックリストだけではなく、地域で独自に収集した情報を活用して把握した支援を要する方々に、市町村事業として支援を行っていくことになりますので、これらの支援の必要のある方の把握をどうしていくのかといったことについても検討をしていく必要があると考えております。

これらの介護保険の法に基づいて、厚生労働大臣が指針を策定することになっておりますが、これらがまだ示されておられません。これらの動向を見きわめて今後も進んでいきたいと考えております。以上でございます。

#### ○12番（真野和久君）

それでは、再質問をしていきたいと思っております。

パブリックコメントに関してですけれども、中身に関してはこれからということですね。中身の公表とかそれに対する回答、それからそれに対する対応については。ということで、7月中ということでありましてけれども、できるだけ早く出していただくと同時に、多くの人にして知ってもらえるような形をぜひとってもらいたいと思っております。ホームページのほうでは、パブコメとかの掲載は30日間になっていますけれども、できれば、気がつかない人も多いですので、必要なものについては容量が許す限りは出していくと。現状のパブコメだと全て削除されていますので、そういうのもやっぱりまずいと思っておりますので、その点はやはり知ってもらうという点でも対応していただきたいというふうに思います。

庁舎整備の問題についてですけれども、当然立田、八開、佐織の整備計画の中身については私も知っていますので、そこはそういう問題ではなくて、例えば八開庁舎に関しては多くの空き部分ができるわけですが、そうした部分の利用計画をどういうふうに考えていくのかということをお尋ねしたいと思っておりますので、その点の再答弁をお願いします。

#### ○施設整備課長（横井一夫君）

今、基本計画の中で、八開庁舎につきましては、1階、2階の活用検討部分が約1,446平米でございます。その有効活用として外部団体、関連団体等による使用、それから2階の空きスペースにつきましては、会議場等としての活用の可能性があるということと、また独立いたしました集会室でございますが、現在いろいろ市民の方が活用されております。そういう部分で引き続き活用していただけるというふうに思っております。

また、確定申告会場としても集会室については、現在のところ活用させていただいておりますので、その部分については継続して活用していくというような形と考えております。以上でございます。

#### ○12番（真野和久君）

今回のこうした利用計画の関係では、先日も市長にお話をお伺いに行ったときに、書面を持って。やはりなかなか立田や八開の庁舎に関しては、都市計画の変更の経緯などもあって、再利用の中身というのを自由に決められない課題があるという話もお伺いしました。その点はやはりそういうふうなんでしょうか。

**○施設整備課長（横井一夫君）**

八開庁舎だけじゃなくして、立田庁舎も同じく言えるんですけども、都計法上では市街化調整区域ということで、都計法上の制限がかかっております。ただ、市等の事業については、適用除外等々もございます。そこら辺は都市計画のほうときちっと協議して、やれる部分については、そういう形で適用除外等を使って進めていくということになろうか思います。

ただ、どちらにしても市街化区域と違いまして、調整区域はいろいろな制限がかかっております。いろいろな部分でハードル等が高いということで、そこら辺をクリアしていく問題があるかと思っております。以上でございます。

**○12番（真野和久君）**

適用除外ができるケースとそうじゃないケースというのはどういうふうに、今回例えば会議室や外部団体の利用というのがありますけれども、そういう点は大丈夫なんでしょうか。

**○施設整備課長（横井一夫君）**

市が直轄してやるについては、可能ではないかというふうに判断しておりますが、当然市の総合計画や都市マスタープランやいろいろな上位計画がございます。そういう部分で位置づけた中で進めていくというような方向性になってくると、今考えておる次第でございます。以上でございます。

**○12番（真野和久君）**

直轄する部分は可能だけれども、あとはやはりというのは、具体的に先ほど言ったような外部団体の利用なんかは可能かどうかというのはどうなんですか。それも今後マスタープランと都市計画の調整をしていくんですか。

**○総務部長（石原 光君）**

考え方は、都計法上の整理をするというのは担当課長が申し上げたとおりです。

それで真野議員がおっしゃってみえるのは、例えば入った会議室や何かについて、そういう団体が自由に使うことはできんかという意味合い含めての話ですよ。

ただ、その1点に絞ってお話をさせていただくならば、これは八開庁舎に限らず、立田庁舎もそうですし、佐織庁舎もそうです。会議室という形で位置づけをするにしても、1年365日使うわけではありませんので、そういう団体の方がそれを貸してほしいというようなお話であれば、その施設の管理規定はありますけれども、その管理規定、例えば時間的なものもありますけれども、そういった中で、その対応というのはできるのではないかなあとということで、今後そういったお話があれば、それもひとつ有効利用していただくという目線の中で、市としてもあいた会議室等々を利用していただけるようなガイドライン的なものを考えていく必要もあるのかなあとということで、一応整理をしていきたいというふうに思っています。

○12番（真野和久君）

あいているから、例えば会議などで利用してほしいということと、例えば外部団体に丸ごと貸し出すというのは大きく違うと思うんですが、その点の対応もこれから考えるということですか。

○総務部長（石原 光君）

団体という位置づけですよね。確かに、おっしゃることも理解できます。例えば今、立田庁舎には土地改良区が入っていますし、それから社会福祉協議会もそうでありまして、シルバーもそうです。既存の外郭団体と位置づけをすると、今私が申し上げた団体というような整理もできますし、例えば愛西市内のほかの団体が数多くあるわけでありましてけれども、ただ固定をするということになると、それはある程度使い分けた中で整理をする必要があるのかなあというふうに思っています。

○12番（真野和久君）

当然そうしたいいわゆる外郭団体の活用というか、固定した活用というのが、会議室ばかりたくさん持っていてもしようがないですので、いろんな団体が活用するとかという、あるいはいろんな目的で市が活用していくのかということとは、やはり当然求められてくると思うんですね。

以前も、例えば郷土資料館等の活用はどうかという話もしましたが、そうならみればいろんな構造上の問題などもあるという話を伺いましたんで、そういったこともあるとは思いますが、先ほど一番最初に話をしたように、愛西市にとってどんな施設が必要なのか、それをどういうところで活用しながらやっていくのかという中で考えていく必要があると思うんですね。せっかく開放しても利用してもらえなければ意味がないので、やはりそうしたことも含めた計画の整備というものの中で、支所の整備というものもやっていくことが必要だと思っておりますので、その点をしっかりと位置づけてやっていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○施設整備課長（横井一夫君）

今、議員のほうから言われましたとおり、いろいろ構造的な問題等もございます。全般的に今後これで支所整備計画について策定をさせていただきますして、今後、既存の建物等の健全度の調査等も行わせていただかなければなりません。そういう残す面積等々の中で、いろんな部分で精査していきたいというふうに考えております。

○12番（真野和久君）

支所だけではなくて、ほかの施設も含めて、全体的に愛西市にとって何が必要なのかという見通しをやはり早急にやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それからあと、地域説明会などの考えはないという話でありますけれども、パブリックコメントの中にはそうした意見というのはなかったのでしょうか。

○施設整備課長（横井一夫君）

先ほど部長のほうから17名、33件の御意見が寄せられたということで御答弁させていただいております。その中でも、説明会を開催してほしいというような御要望はございました。件数

的には5件ほどございました。以上でございます。

**○12番（真野和久君）**

そうした声もあると思いますので、ぜひとも検討をもう一度やっていただきたいというふうに思います。

それから、介護保険に関してですけれども、先ほど必要な改定だということ、頑張りますという話でありましたが、きのうのほかの議員の質問の中で、市長としては今後そうした地域サービスを市として受けていくのは非常に不安だというような御意見もありましたが、そうした点はどのように考えていますか。

**○市長（日永貴章君）**

私からお答えいたしますと、昨日も御答弁させていただきましたけれども、国のほうからの方針は地域のニーズに沿った介護をしていかなければならないということでございますけれども、アンケートの結果でもございますけれども、やはり本人さんは自宅で介護を受けたいという御希望が多いというのは認識をしておりますけれども、実際に介護が必要となった場合に、御家族の方はどのような御意見を持っているかということもまた一つであるというふうに思っております。全てを在宅で完結させるということに対しては、なかなか難しいのではないかなあというふうには、私自身は個人的な意見ですが、そのように感じております。しかしながら、国の方針がございますので、それに沿った私ども地方自治体も考えていかなければなりませんし、ほかの近隣市町村ともよく連携をしながらやっていかなければならないというふうに感じております。以上です。

**○12番（真野和久君）**

先ほどの部長の答弁の中で、地域の在宅の中で医療と介護を見ていくんだという話で、あとNPOだとか、さまざまな団体の力をかりながらやっていくんだという話がありました。ただ、今回の中でも、先ほど予防給付の見直しという話をしましたけれども、実際に、最初のときには予防給付ではもう要支援1は全く見ませんよという話になっていたものが、現在の中では、一応訪問介護と通所介護は見ないよというような法律になっていると思うんですね。そうなってくると、そういった部分を行政側が何らかの手だてを打ってやっていかなければならない。いわゆる地域支援事業としてやっていかなければならないということになると思います。そこが一番大きな問題で、介護保険の制度の中であれば当然介護保険を使って介護保険料などを徴収してもらって、その中で運営をしていく中で、当然利用サービスがふえれば、それを対応していくことはできるんですけども、ところが介護保険から外れてしまうとそういったことがやれなくなってしまう。結局市が負担するか、本人が負担するか、事業所がかぶるかというようなことになってきてしまうおそれが非常にあるのではないかとこのように思うんですが、その点についての考え方というのはどうですか。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

先ほども答弁させていただきましたように、介護保険の制度の中でこの地域支援事業も行われるといった説明を我々は受けております。

ただ、今問題になっておるといいますか、我々が懸念しておりますのが、こういった地域で独自に行うサービスの種類、それから単価によって参加する団体が変わってくるのではないかと。現在、国のほうはボランティア的なごみ出しであったり、植木の水やりであったりといったこともやっていくんだというようなことを例の中では出してはおりますけれども、いざこれを事業として展開しようと思いますと、当然単価的にペイしないものについては、誰も手を挙げないといったことにもなりかねません。この辺のことがわかっておりませんので、現状としては我々としても歯がゆい思いをしております。今年度中に来年から3年間の計画をつくらなければならない、これは既に決まっております。ですので、我々としても一日も早く国のほうがそういう指針なり政省令も出していただきませんと、身動きがとれないといったところではあります。

ただ、何度も繰り返しますが、これについては介護保険制度の傘の中でやるんだということは、今まで説明を受けております。

市町村独自事業ができないというわけではありませんので、そういったことをおやりになる市町村も出てくるかもしれませんが、これについてはまだ未定な部分がたくさんあるといった現状でございます。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

国会の質疑の中で、要支援向けのサービス事業は市町村ごとに上限が設けられているということに関して、上限を超える部分に関してはどうなるかについては、政府の答弁としては、上限の範囲内で基本的にやってほしいというようなことでありました。

そうなってくると、さっき言ったように、それを越える部分が出てくる場合はどうしても市がかぶるか、誰かがかぶることになりかねないというのが今回の法律の一番大きな問題ではないかというふうにも思うわけですね。

そういう中で、今いろんな地域で国の介護予防モデル事業として市町村の介護予防強化推進事業というのがやられていますが、そういった中でも、結局要支援の人たちの4割が更新しないという結果にはなっているんですけれども、実際にはその人たちの状態がよくなっているかという点と実はそうではない。

なおかつ、今東京などの一部では、更新しない、説得にかかるというような状況も一部生まれているようなことにもなっています。どうしてそういう話になっているかという点と、総量が決まっているのでできるだけ抑えたいという方向にどうしてもなってしまうという意識が行政側に働いてくるという可能性、危険性がやはり大きくはらんでいる事業だということなんですね。だからこそ、そうならないように愛西市として対応していただきたいと思うんですね。その点で、愛西市の考え方を伺いたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

この介護保険制度そのものにつきましては、あくまで法のもとにされる制度でございますので、法の範囲の中で愛西市がどうこうできる裁量というのは非常に小さいということは思っております。

もう1つ、サービスをどこまでも利用できるといったことについては、やはり限界がございます。その限界をどこで引くかということについては、先ほど申しましたように、今のところどこまで市町村でやりなさいというような指針も出ておりませんので、どこまでということについては非常に答えにくいわけですが、その出方によってはひょっとして我々が現在提供している既存のサービスを独自に行うということもひょっとしたら出てくるかもしれません。

まだそういったいいかげんなど言っては申しわけありませんけれども、不確定な部分が多うございますので、現状そんなところでございます。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

まだ非常に不確定な部分はあるとは思いますが、先ほども申し上げたように、どこで線を引くかということもありますが、やはり介護サービスを利用される方々の状況が改善されるのか、あるいは悪くなるのをできるだけおくらせていくような形で、あるいはその人ができるだけ人間的な生活ができていくような形での支援というのがやはり一番の基本なわけで、そこにお金の問題が大きく幅をきかしてくると、いろんな問題が出てくる。

先ほど部長がいろいろ答弁されていましたが、既存のサービスをもっと利用しながらという話もありましたけれども、市独自にいろんなことをやっていくことを、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

最後に、この問題に関しては、特に要支援者を通所介護の保険給付から外す問題に関しては、210の地方議会で異論を唱えている話もあります。やはり愛西市としても愛西市議会としてもこうした意見、今法案が審議されていますけど、しっかりと考えていく必要がありますので、ぜひとも市からも意見などを積極的に上げていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

12番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

#### ○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

通告順位8番の4番・加藤敏彦議員の質問を許します。

#### ○4番（加藤敏彦君）

きょうは、1つには巡回バスの運行について、1つには西尾張地方税滞納整理機構について一般質問をいたします。市当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず1項目めの巡回バスの運行についてであります。4月より愛西市の巡回バスのルートと時刻表が大幅に変更されました。

巡回バスの見直しの基本的な考え方として、3月議会の一般質問で、まず1点が、年間乗車率が20%未満のバス停は廃止して、運行経路の効率化を図り、所要時間の短縮をするとともに

本数をふやす。

2つ目が、主要公共施設、鉄道駅へのアクセスをふやすとともに、大型商業施設への直接乗り入れを図る。

3つ目が、バスの乗務員からの聞き取り等により、運行上の危険箇所を把握し、ルート、そしてバス停を変更する。

4つ目が、他市のコミュニティーバスとの連携を図るため、他市のバス停を意識した場所へバス停を新設する。そして、他市への乗り入れとか有料化、デマンドバスについては、新年度以降整理をしていく形になると答弁されました。

さらに、今回の改定で便利になった方とか、一方では不便になった方、それぞれお見えになりますが、そんな状況の中で、今後いろんな寄せられる意見については参考とさせていただくということでした。

今回3月議会に続いて巡回バスの問題を取り上げるのは、運行が見直しされた巡回バスについて市民から今回の巡回バスの時刻表について、佐織南、佐織北ルートは時間が1コースで10分から15分以上おくれる、電車に乗れませんという声が寄せられているからです。

実際に確認してみました。巡回バスの佐織南ルートは、左回り第1便に行って確認してみましたが、出発が佐織総合福祉センターが8時30分、そして到着が、これも佐織総合福祉センター9時14分ではありますが、22分もおくれて到着いたしました。1回44分のコースが実際には22分おくれの66分かかりました。

そして、巡回バス佐織南ルート、右回りの第2便ですが、これは出発時間が9時30分になっておりますので、この次のバスの出発がおくれる。そして、こういう状況の中で、運転手は全く休憩なしで、昼の休憩まで時間おくれのバスを連続して運転することになります。おくれを取り戻そうとすれば、スピードを上げることになります。

特に今回の改正は、庁舎間バスを廃止して、市役所に行くには佐織地区ならば、電車で日比野駅まで行くことになります。この巡回バスは藤浪駅に3回とまりますが、1回目は時刻どおりでありましたが、2回目は13分おくれ、3回目は20分おくれました。電車で津島の市民病院や弥富の海南病院に行かれる方も見えますので、電車の時刻に間に合わない巡回バスの時刻表は本当に問題です。

質問ですが、佐織のルートでは巡回バスが時刻表よりおくれるので、電車の時刻におくれるなどの苦情が聞かれましたが、新しいルートや時刻表の運行状況はどうでしょうか。なぜ巡回バスが時刻どおり運行されないのでしょうか。また、どのように改善されるのかお尋ねをいたします。

次に、立田や八開の利用についてであります。立田や八開はルートが縮小されたため、利用できない方が出ていると聞きました。

巡回バスのミニアンケートを実施いたしました。そのアンケートにも声が寄せられました。

これは立田町の方ですが、毎日巡回バスで佐屋の老人福祉センターに行っていたけれども、4月1日からバス停が撤去され、一番近くの道の駅のバス停まで歩いていけなくなり、残念で



すけど行くのをやめました。

それから次に、4月のルート変更により最寄りバス停が廃止され、自宅からの徒歩圏内にバス停がなくなってしまったことから、利用することができなくなった。以前から利用が少ないことは承知しているが、ルート変更前と変更後の利用者を検討していただき、仮に減少しているならば再度見直しも考えていただきたい。これは八開ルート、立石町の方であります。

今回の改正によって、バス停が遠くて、これまで利用できたけれども利用できなくなった方の対策を検討していただきたいと思います。

次に、巡回バスの3つ目の項目ですが、バス停についてお尋ねをいたします。

バス停については、バス停がわかりにくい、時刻表がないなどの意見が聞かれましたが、対策はどうでしょうか。

それからバス停の位置について、利用者や地元の意見は聞いてみえますでしょうか。

それから、今回、例えば佐織南コースですと、草平コミュニティのバス停を加藤クリニック前に移動してほしいとか、草平団地のバス停をスーパーのおかめや近くに持ってきてほしいとか、諸桑東のバス停は諸桑団地などと利用者の声が聞かれましたが、利用者にとってバス停の位置は大変重要であります。そういう利用者の声を反映したバス停についての考えをお尋ねいたします。

それから、巡回バスはルートと1回の運行時間が決まれば、バス停の数も決まってしまう。対象となる地域や利用者の声を反映したバス停となるように、定期的に見直しをしていく仕組みが必要だと考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

それからバス停についてですけれども、これは五軒家のバス停ですが、利用者から五軒家の南側のバス停については側溝の上に設置されており、バスを待っているときに後ろに下がると側溝に落ちてしまう、ふたをしてほしいという要望がありましたので、対処していただきたいと思います。

巡回バスについて意見を述べさせていただきますけれども、愛西市の巡回バスは利用者の中には年金生活者です。車に乗れない方、乗れなくなった方は巡回バスが頼りです。今、年金生活者の年金が2度も削減され、介護保険料も上がり、年金の手取り分が減っております。こういう状況の中で巡回バスを有料化することは、利用したくても利用しにくいバスになってしまいます。3月議会の答弁では、有料化を行えばバス車両を業務用で運行する必要がありますし、ルートについてもかなり規制を受けるということも聞いております。経費的には、やはり倍以上の予算が必要になってくると思っております。有料化の問題については、早く結論を出して、愛西市の巡回バスは福祉色のある巡回バスではなく、今後ふえていく高齢者を中心とした福祉巡回バスとして運行を行っていくことが、今回のような欠陥時刻表をなくしていく方向ではないかと考えております。

巡回バスについては以上です。

次に、西尾張地方税滞納整理機構についてお尋ねをいたします。

当初、勉強のためとして3年間の期限で設けられた西尾張地方税滞納整理機構は引き続き市

の徴税を行っている。市は、西尾張地方税滞納整理機構から脱退し、直接業務を行うべきだと考えます。

愛西市は、勉強のためとして、3年間の期限で設けられた西尾張地方税滞納整理機構に参加したわけですが、その目的は何であったのか、その目的は達せられたのかお尋ねをいたします。

そして、愛西市は引き続き西尾張地方税滞納整理機構に参加し、徴税業務を行っておりますが、その目的な何かについてお尋ねをいたします。

西尾張地方税滞納整理機構の問題点は、滞納者である市民が市役所の収納課に相談に行っても、その案件は機構に送ったので機構に行ってくれと門前払いされることでもあります。滞納者に対して本人の話を十分聞かず、納税額を押しつけてくる。海部管内でも機構に納税を優先するようおどされ、ガス代、電気代、家賃が払えず、生活ができなくなるというケースが出ております。

愛西市は西尾張地方税滞納整理機構から脱退し、直接業務を行うべきであります。税務行政において、市民が期日までに税金を納めれば収納課は必要ありません。税務課だけあればいいわけです。しかし、病気になったり、事故に遭ったり、失業したり、事業がうまくいかなかったりいろいろあります。ですから、市として収納課を設けて、税の収納に努めているのではないのでしょうか。よく悪質滞納者のことが報道されますが、滞納者の状況はさまざまで、いろんな事情があると思います。それを一つ一つ対応して状況をつかみ、市としての対応を決めていくことが仕事ではないのでしょうか。それを西尾張地方税滞納整理機構という外注に出すことは問題だと考えます。私は、西尾張地方税滞納整理機構から脱退し、直接業務を行うべきだと考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

次に、税の滞納状況についてお尋ねをいたします。

現在、平成25年度の滞納者数、西尾張地方税滞納整理機構に引き継いだ件数、また滞納整理を担当している職員数、滞納処分の実績、差し押さえ、差し押さえの件数、金額、換価の金額、それから動産について、また債権等について、不動産について、あと徴収猶予の件数と金額についてお尋ねをいたします。

3つ目に、生存を脅かすような徴税はないか。一つ具体例でお話をいたしますが、先日年金生活者のAさんが収納課から市県民税の滞納、本税と延滞金を合わせて約23万円が請求されました。そして払っていただかなければ、年金を差し押さえますとも言われました。Aさんは年金とアルバイトで月約19万円の収入ですが、車のローンや家賃などの支払いがあり、月2万円なら返済していけると回答されましたが、収納課としては1年近くかかるのでだめだと言われました。Aさんは事業がうまくいかなくなり、自己破産を申請し認められましたが、国税が執行停止になったので、市税も同じ扱いだと思ってみえました。市税は滞納として延滞金がふえていきました。Aさんは何とか本税だけは納められましたが、個人的な借入れはふえております。

きょうの一般質問で、お手元に資料として総務省の通知を用意させていただきましたが、この(1)のところを紹介させていただきます。

地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する滞納者の信頼を確保するため、課税客体、課税標準等を的確に把握するほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務業執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、滞納者が税を納付しやすい納税環境の整備を図るとともに、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。

一方で、ここからが重要です。地方税法では滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体において、滞納者の個別・具体的な実情を十分把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。こういう通知が1月24日に出しております。

私は、このAさんの例は、市の対応はこの通知とは異なっているように思いますが、どうでしょうか。市の税務行政について、本人の実情に合った業務がなされているのか、それとも滞納額を減らすために差し押さえをかざして徴収を進めているのか。

私は、この差し押さえを掲げて徴収を進めている背景には、西尾張地方税滞納整理機構に参加している。また、西尾張地方税滞納整理機構に丸投げして、市民にとって一番悪い税務行政になっていると思います。

以上、質問をさせていただきます。答弁をお願いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、巡回バスの関係であります。

時刻表より佐織地区のルートがおくれていると御指摘でございますが、これは本当に大変申しわけないと思っております。

今回の改定をいたしましてから、2カ月が経過をしたところでございますけれども、議員が先ほど御指摘がございましたように、佐織地区におきまして恒常的に到着時間のおくれが生じておりますことは事実であります。

そういった話を受けまして、私どもも今調査を進め、次の改善策といったものの対応を進めておるのが現状であります。

それで、一つのここに来た要因といいますのは、もともとこの時刻表の作成に当たっては、業者の委託をいたしまして、机上で時刻表を作成したのではありません。4月運行に入る前に、実際に走行して時間配分をしたわけでありまして、やはり他の地区と佐織、八開、立田、佐屋それぞれ地区の状況というのは違うわけでありまして、そういった状況の中で、御指摘がございましたように、佐織地区だけその御利用者の方に御迷惑をかけたというのが実情であります。

実は職員をこの時刻を検証するというので走行して、なぜこういった差が出てしまったのかということ調査いたしました。そして、よくよく走行してみて、そこで一つの原因として佐織地区と他の地区との違いというのは、これも改めて走って、そういうような客観的に捉えたわけでありまして、バスルートが国道、県道という路線を何度も横断するようなルートにな

っていると。そして、交差点付近の渋滞が多いと。これは恒常的ではないと思います。当然運行する前には、その時刻表の設定をしたときには、たまたま渋滞がなかったかもわかりませんが、やっぱりそういう1日、そういうような状況というのはあるとは思いますが。やはり交差点付近の渋滞が多いというのも一つの要因につながるのではないかなあと。そして走るたびにこういう所要時間が違えば、時刻表の設定が非常に難しいというのも原因の一つではなかったのかなあとこのように思っております。

それで大変利用者の方に御迷惑をかけて、本当に申しわけありません。今、先ほど申し上げましたように、その状況を是正するために、佐織ルートのみでありますけれども、7月から時刻を一部修正する準備を現在進めておりまして、この内容につきましては、運転手が各バス停ごとの到着時間を記録しておりますので、そういったものを参考に、職員がバスを想定して走っておりますので、そういったこともございまして、時刻の見直しを進めておるのが現状であります。

そして走るたびに所要時間が異なるということが今現実に起きておりますので、各便の途中で佐織庁舎においても調整時間を設けるなど、今調整をとっておりますので、おくれを少なくするつもりで改善に向けて進めております。

7月の広報とあわせて各戸に配付をしたいというふうに思っておりますし、その前段階で特にバス、時刻表、あるいはそのバスの中に一部事前に時刻表等々を配付させていただいて、あるいは運転手の方からお渡しさせていただいて、そういった対応を進めさせていただきたいなあというふうに思っておるのが現状の考え方です。

それから、立田や八開の利用についてということで、いま一つの例をお話をされました。今加藤議員さんのほうからお話があった件は、私も実はお聞きしました。それで、今回見直しについては、議員のほうから基本的な考え方に基づいて云々という話がありました。今回の改定の基本の方針に基づきまして、年間乗車率が20%以下のバス停は廃止をするということで、これはバス検討委員会で御協議をいただいた中での一つの基本的事項であります。それに基づいて改定をしたと。当然ながら、先ほどお話がありました立田、八開地区もそうでございますけれども、佐屋、佐織地区においても、利用できなくなった方というのは少なからず生じているのも事実でもありますし、お電話もいただきますし、窓口のほうへお越しになった方もあります。その中で、担当のほうから御理解いただくような説明を申し上げて今日に至っているのが実情です。

そしてもう一方で、バス停が遠くて利用できない人の対策を検討してほしいと。先ほど申し上げましたように、その利用される方というのは生活形態や考え方というのは千差万別でありまして、みんながみんな思うようにこちらをやれば一番いいんですけれども、そんなわけにもまいりませんので、多種多様な意見があります。全ての方に満足していただける運行というのは、最前からも申し上げておりますように、不可能に近いと考えておりますので、市としてそういった意見は重々承知をした中で、全体的に考えて運行せざるを得ませんので、そういったことで御理解がいただきたいと思っております。

ただ、見直しする部分については、今後も検討していく必要があるのかなあというふうには思っておりますけれども、そんな御理解がいただけたらなあというふうに思っております。

それからバス停の関係であります。今回1つ、駅を利用して巡回バスに乗られる方がお見えになりますので、そういった方のために、停留所への道案内用の誘導看板を設置させていただきました。

例えばこの100メートル先にはバス停がありますよというような誘導看板も一応設置をさせていただきましたが、実はその停留所というのは、改定前と形式が一緒なんです。平面で作成をしております。横から見るとやはり見づらいという部分があります。私も通ってその前から、そこでバス停だなと気づくわけでありまして、一般的に走行してみえる方はわからないと思いますね。そのような一応意見もいただいておりますし、内部でもそれは話題として、今後の検討という形の中で話を出しております。極端に言えば立体的な停留所にしたほうが余計見やすいわけでありまして、そういったことも今後視野に入れて検討していかないかなあ。ただ、市内138カ所あるわけで、その停留所の表示の施工方法、強度的なもの、当然費用もかかりますので、その辺は一度よく検証していきたいなあというふうには思っております。

そして、誘導看板でありますけれども、つけたことはいいんですけれども、中には勘違いされる方も実際お見えになりますので、その辺も駅構内に時刻表を設置することができるかどうか、鉄道会社へも一遍交渉して検討をすることも必要なのかなあということも考えております。

それから、今加藤議員のほうから御質問の中で、バス停の位置がそれぞれ利用者の方に意見を聞いたのかというような御質問がございましたけれども、これはやはり場所を一カ所一カ所確認をした中で、客観的に見て、ここなら多分安全だろうという部分の中で設置をしたのが実情であります。例えばアンケートをとったとか、そういったような実態ではございません。

そしてもう1つ、側溝のふたをつけてくれというようなお話もありましたけれども、それは担当部長のほうも今そういった御意見も聞いておりますので、それは対応できるものであれば原課のほうで対応してもらうことが必要ではなかろうかなというふうに思っています。

それから、次の質問の西尾張地方税滞納整理機構の関係でございますけれども、幾つか御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の西尾張地方税滞納整理機構に参加をした目的でありますけれども、これは一番最初加入したときに議員の皆さん方にも全協で報告し、これの参加についての必要性、目的というものはお話をさせていただいた経緯がございます。

西尾張地方税滞納整理機構の中での仕事というのは、市税等の収入未済額の縮減を図るため、短期的かつ集中的に地方税の滞納整理を推進すると。そして一方では、当然そこに市職員が参加するわけでありましてけれども、その職員の徴収技術の向上と市町村の徴収体制の構築につなげるといったことを目的として設置をされたのがこの機構でありますので、そういった趣旨に基づいて、私どもはこれで4年目になりますかね、これは3年3年の区切りでありますから、そんな中で、今職員を機構のほうへ派遣しているというのが現状であります。

それから、機構から脱退をして、直接収納課というセクションがあるならば、そこできちっ

と徴収をするのが当然じゃないかというお話でありますけれども、これは先ほど申し上げましたように、私ども愛西市一市が機構に参加をしているわけではありません。今、西尾張地方税滞納整理機構には9市町村参加をしております、当然その近隣市町村と歩調を合わせながら滞納整理を行っているのが現状でありますので、ちょうど3年3年の区切りの中で、ことさらまた3年引き続いて加入をしますよという意思表示をしておるのが現状でありますし、愛知県も平成26年度以降、滞納整理機構は重点プログラムということも掲げておりますので、私ども市といたしましてもその県との共同を重要視しておりますから、今ここで機構から脱退をするという考え方は、現時点では持ち合わせておりません。

それから次に、税の滞納状況について幾つか御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、25年度の滞納者の数でありますけれども、一応数字を担当のほうで拾ってもらいました。25年度は5,729人、そして西尾張地方税滞納整理機構に引き継いだ数は73名の方です。そしてこの滞納整理を担当する職員数の関係でございますが、まず愛西市の市の機構であります。収納課の職員が課長、管理2人を除いて実務担当者6人。1名は先ほど申し上げましたように西尾張地方税滞納整理機構に派遣をしておりますので、実質的には7名という体制で今徴収事務をつかさどっております。

それから、滞納処分の実績の関係でございますが、差し押さえした件数は20件でございます。人数に換算しますと17名の方ということで、差し押さえの金額は税額にいたしまして1,971万円、債権は8件で、その内訳は預貯金が2件、生命保険が2件、給与1件、売掛金1件、その他債権2件で、不動産は12件というような内訳であります。

そして徴収猶予の関係でございますけれども、これはありません。

そして次の、一つの例を挙げて加藤議員のほうからお話があったわけでございます。国のほうから総務省自治税務局からこの1月に事務連絡で通達がありました内容についても、私どもも担当課はよくその内容については承知をしておるつもりでおります。

そして、Aさんという方を例に挙げてお話があったわけでございますけれども、私どものスタンスは、給与とか年金の差し押さえ等々の捉え方につきましては、これは国税徴収法という規定がありまして、差し押さえが禁止されている部分、これは生活費相当分でございますけれども、これを除いて執行しなさいというような規定がありますので、当然それを遵守した形で、私どもとしても御相談をいただいた中で対応しておるつもりでおりますし、当然機構のほうもいろいろお話がありましたけれども、そういった考え方に立って事務的な手続が進められているんじゃないかなと理解しております。

それで、当然差し押さえにしてもそうでありますし、それから売掛金につきましても滞納者の方の支払い能力といったものも個々いろんな状況によって違いがありますので、生活を逼迫させるということがあってはいけませんので、当然慎重に対応させていただいている実情でありますので、今後もそういうような対応で進める必要があるのかなあというふうに思っております。

ただ、御理解していただきたいのは、今件数的なものを申し上げましたけれども、一応ピックアップはします。その中で、当然この方はこういうような状況で、私どもは調査権がありますので、当然預貯金等全て把握はします。そんな中で、催告書的なものもやってきた中で、機構へ上げる前には一度御連絡くださいというような、中身を全て掌握した中で先方さんのほうへ手紙を出しているわけです。その段階で御相談があった方については、私どものほうも今の生活の状況、預貯金の状況を聞いた中で、対応させていたいた中で、機構へ送るということはしていないといえますか、そこで処理とっては言葉は悪いですけども、対応させていただいた例もあるわけです。ですから、そういった対応もさせていただいておりますので、その辺を十分、もしそういった御相談があれば側面的にフォローをしていただければありがたいなあというふうに思っておりますが、市の大多数の納期内の納税者の方も多くお見えになりますので、そういった方のお気持ちも当然私どもとしては酌んだ中で、やむを得ずと言ったら語弊がありますけれども、そんなような対応をしているのが実情でありますので、その辺はお酌み取りいただきたいというふうに思っております。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

滞納処分のところの答弁漏れがあるんですけど、答弁漏れをお願いいたします。

滞納処分の執行停止についてまだ答弁がないので、補足してください。

○総務部長（石原 光君）

滞納処分の執行停止の関係ですね。

平成25年度執行件数は15件です。そして、執行停止金額は185万3,955円でございます。申しわけございません。

○4番（加藤敏彦君）

では、再質問させていただきます。

今回、巡回バスについては、総務部長のほうから、佐織地区だけがということで答弁がありました。今回は7つのルートで新しい時刻表に基づいて巡回バスが走っているわけですけど、他のルートではこのような問題は出ていないのか、再度確認をさせていただきます。

○総務部長（石原 光君）

他の地区では、きょう現在、そういったお話はまだ私には承っておりません。

○4番（加藤敏彦君）

欠陥時刻表というふうに私は思うんですけど、市がこういう時刻表をつくるとは本当にびっくりしました。きのうの質問にもあったように、この2年間かけて調査もし、そしてワークショップもやって、ようやく今回念願のルート、時刻表の改正になったので、十分準備されているというふうに思っておりましたので、それが現実に合わない時刻表を示されていたということに対しては、行政として大失態だと思うんです。

なぜこのような欠陥時刻表になってしまったのかということですけども、原案があっても、それをチェックする仕組みがあれば発表するまでに防げると思うんですけども、一体どこに問題があったのかという点で再度お尋ねをいたしますが、1つは時刻表については業者に委託

したと。時刻表の確認は誰が行ったんでしょうか。

○総務課長（猪飼 明君）

まずもって、時刻の関係は御迷惑をかけまして、申しわけなく思っております。

議員おっしゃるとおり、時刻については業者のほうにお任せしたところでございます。ただ、改正案が出たときには、うちのほうの職員も回らせていただいた事実もまたあります。

先ほど部長の答弁もありましたように、交通状況が非常に複雑といいますか、混雑が予想されるようなルートでございましたので、その間が悪く、そういった時刻表になってしまったのかという反省はしております。ただ、バスの経路を申し上げますと、マイクロバスが走る関係もありますので、広い道ばかりではありません。途中のバス停については、時間に余裕があるとすればそこで停車して時間を待たなければいけない、早発はできませんので。そういったときに他の車、ほかの交通の迷惑のかからないようにということで、こう言っては語弊がありますけれども、多少おくれても仕方ないという目線の中でやっております。ただ、それが極端に今回10分、20分というおくれが毎日のようにあつては、これはいけない反省はしておりますので、先ほど部長の答弁もありましたように、途中で待てる佐織庁舎だとか福祉センターだとか、そういうようなところで時間調整をするのを少し余裕を持った中で、今度7月からの改定に向けてやらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（加藤敏彦君）

今お尋ねをしているのは、どう改善するかということじゃなくて、なぜこれが防げなかったという点でお尋ねしておるんですけれども、職員も確認したということですから、これはとおり一遍の確認だけだったということになると思うんですね。

例えば佐織ルートですけれども、北ルートが7便、南ルートが8便、全て1日かけて確認したとか、2回、3回と確認したとか、そういうことがあればこういうことは発生しなかったと思うんですけど、やっぱり確認が甘かったのが今回の欠陥時刻表になってしまったというふうに私は思います。

1つは、こんなことを二度とやってもらってはいかんわけですよ。それで根は市の責任ということが明確に今問われておりますので、そういう点では職員が確認したんだけど、結局確認できていなかったということだと思ふんですけど、その確認の程度、中身がどうだったのかという点でお尋ねをいたします。

○総務部長（石原 光君）

本当に申しわけないと思っております。その確認の中身は、確かに不十分な部分があったと思います。これは大変御迷惑をかけて申しわけないと思っておりますし、当然その辺のもう一つ突っ込んだ、もう一つ立ちどまった確認というものがやはりできておれば、1日じゃなくて複数の日の中で対応もできたのかなあと、ただ十分今申しわけなく反省をしているのが実情でありますので、今後こういうことがないように、これは業者、市もそうでありますけれども、今後とも将来的に見直しが出てくると思うんです。そういう前提で、今回のこのしたことを肝に銘じてきちっと対応させていただきたいというのが現状でありますので、本当に申しわけなく思っ



ています。

○4番（加藤敏彦君）

今回のバス停の決定の経過の中で、バス検討委員会はそういう確認等の関係で責任があるの  
かないのかお尋ねをしたいと思います。新しい時刻表をバス検討委員会に示して確認してもら  
ってということは、関係あるのかないのか、その責任がかかるのか、かからないのかという点  
ですが。

○総務部長（石原 光君）

責任云々というお話ですと、いろんな捉え方があるとは思いますが、やはり検討委員会  
のほうでルートもそうです、当然時刻表も、こういった形でこういったルートでこういったよ  
うな時刻表になりますよということは、委員の皆さん方に確認していただいたのは事実であり  
ます。ただ、その前提で、先ほど申し上げましたように、業者も私どももそうでありますけれ  
ども、その時点できちとしたその辺の確認がとれておれば、委員の皆さん方にも御迷惑をか  
けなかったというふうに思っておりますので、当然そういった経緯を踏まえた中で確認はして  
いただきました。

○4番（加藤敏彦君）

バス検討委員会も確認の一因になっていると。

それで提案をしておきますけれども、1つは市のほうが責任を持ってバス停を決定してきた  
ということですが、これはずうっと続く話ですので、以前もお話しいたしましたが、例  
えば津島市のバスの運行については、コミュニティーから委員さんに出てもらって、バスの時  
刻表を2年ごとに決定していると。それからバス利用者にも毎年期間を設けて、アンケートを  
やって要望を聞いていると。そういう市民や、例えば今回7つのルートがありますね、その7  
つのそれぞれのルートから検討委員会のメンバーに入っていくことはできないとか、そ  
れから毎年期間を設けてバス利用者のアンケートで意見を集約して、見直しのときにそうい  
うことを反映できないのか、そういう仕組みをぜひ検討していただきたいと思います。

それから、立田、八開の利用者については、申しわけないということですが、20%以  
下の利用のところは廃止したということですが、一律に20%でよかったか、立田、八開  
だったら10%にすべきじゃなかったのか、そんなことも今ちょっと思うんですけれども、そ  
ういう点で切り捨てられた利用者の方が利用できる、または代替のことについては検討をお願  
いしたいと思います。

それからバス停ですが、今各自治体がマスコット、愛西市は「あいさいさん」、例  
えばバス停の頭にあいさいさんをくっつけて、これは愛西市の巡回バスのバス停ですよとか、そ  
ういうPRを兼ねてよくわかる、そんな手法も考えたかどうかと思ったんですけれども、目立  
ちにくいので目立つようにという点ではこんな方法もあるのではないかと。

時刻表もどのペースで見直していくかというのがありますけれども、毎年時刻表を変える自  
治体では、毎年お金をかけずに変える方法もっておりますので、そんなことも今後検討して  
いただかなければと思います。

巡回バスについては、今後また取り上げていく機会があると思いますので、愛西市にふさわしいバスのあり方については、引き続き求めていきたいと思ひます。

次に、西尾張地方税滞納整理機構の問題についてお尋ねをいたします。

市としては、これまで3年間やってきたと。引き続き、また3年間やっていくということですが、目的として市税の滞納を集中的になくしていくということでやってきておりますが、現在も、技術の向上ということでは差し押さえとか競売とか、そういうことは最初に説明があったと思ひますが、技術の向上などについては学ばれたと思うんですね。実際に差し押さえをしますよという言葉が出ておるわけですから。だから、今後3年間何を目的にやられるか、またそういう目的でやる必要性が引き続きあるのかという点について確認をさせていただきます。

#### ○総務部長（石原 光君）

確かに今度4年目を迎えますけれども、当然1年で戻ってくる。戻ってくれば収納課のほうへ配属し、その辺の技術力というものを伝える役割を今職員がしておってくれます。

そういった技術向上、レベルアップも当然しておるのは事実であります。一方で、私どもは西尾張地方税滞納機構のほうへ参加をさせていただきまして、それなりの実績というものもあるわけです。

確かに、今まで収納課でこれだけのものが徴収できたのかなあという部分もあります。語弊があつてはいけませんよ、それは相対的な話を僕はしておりますので、中には加藤議員がおっしゃってみえる方もありますので、全体的を捉えた中での実績という中では、それだけの徴収実績もありますので、参加してよかったなあという捉え方もありますし、ただ、3年3年の区切りの中で、これは26年度スタートという形で、私どもとしては、先ほど申し上げましたように脱退をする考えはないと。脱退をするような理由も見当たらないと、私自身そう思っておりますし、これは今後3年間、当然来年も職員を派遣する考え方ではありますし、3年のサイクルの中で、26、27、29年度以降どうするかという問題もその時点で整理をする必要もあると思っておりますので、3年間のサイクルの中で引き続き西尾張滞地方税滞納整理機構の中で職員を派遣し、対応していくというのが、市として、現状としてのベストの選択かなあというふうに思っています。

#### ○4番（加藤敏彦君）

西尾張地方税滞納整理機構につきましては、市民の立場に立った税務行政がどんどん離れていく。先ほどの通知の立場での業務課から離れていくというふうに思ひますので、やはり収納課なら収納課の責任で、直接市民と面接をして市の職員がやってくれるというのが大事だというふうに思ひますので、そのことは述べておきたいと思ひます。

それから、先ほどAさんの例を出したんですけど、1つは私の経験から、自己破産されて、国税の執行停止になったときに、地方税についてもそのようになっていっていると思ひみる点があつて、例えば地方税はそのまま請求があつて延滞金がつくという場合に、きちつと話をして、そういう状況ですから延滞金がふえない状況を市がとれるようにならないかなあというふうに思ひますので、そういう点では通知だけで、何回通知しても本人はもう払わなくていいと思

ってみると、結局平行線なんですね。だから、訪問して面接して払っていかないかんですよという話をして初めてそういうことが出てくると思いますので、そういう点では面接ということが、大変ですけれども、会ってきちっと説明を市がしていくということが本人にとって少しでも軽減していく努力になっていくのと、それから先ほどの質問の中で、例えば徴収猶予は件数がないとか、換価の猶予とか、そういうことも積極的に活用して本人が少しでも納税に責任を負える状況を、市としても踏み込んでつくっていただくということが、西尾張地方税滞納整理機構に外注に出すんじゃないくて、市としてやはり直接面接して、本人の自覚を求めながらも、市として歩み寄れる努力が必要だし、また消費税が上がりまして、年収300万円だと10万円支出がふえるので、その分だけ税金が減るかもしれませんね。そういう状況の中で、一層そういうことの努力が市としては求められてまいりますので、そういうことは研究していただいて、足を運んでいただくということを強く求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務部長（石原 光君）

御意見はきちっと承ります。

ただ、面談の関係ですけれども、全くやっていないわけじゃありませんので、毎月毎月私ども職員が、夜間徴収も含めた中で個々の折衝はきちっとしております。その中で、最終的な判断としてそういうような整理をさせていただいたのは事実でありますので、ただ言葉不足、ちょっとしたきっかけが今加藤議員がおっしゃったような部分もありますので、面談をした中でこういった整理をやむなくさせていただいておるのが実情でありますので、議員が一応御提案されたのも私はよく理解できますので、もしそういうような方が御相談があった場合には、私も側面的にそういったこともちょっとお伝えしていただいて、私どもは門戸を広げておるつもりでありますので、そういう相談はきちっと対応させていただくことに変わりありませんので、その点だけはよろしくお願ひしたいと思います。

○4番（加藤敏彦君）

その点はひとつよろしくお願ひいたします。

もう1つ、先ほどAさんの例を出して、月2万円なら払えるという答えを持ってみえて、1年あれば延滞金も含めて返済をできるので、私はそこで歩み寄って、本人の納税者としての自覚と努力を尊重すべきだったというふうに思うんですけど、なぜそれが認められなかったのか。これは収納課の件ですけどね、非常に納得していない部分があるんですけど、それについて再度お尋ねをします。

○総務部長（石原 光君）

その辺の具体的な中身というのは、私も一部始終ちょっと整理ができていない分もありますので、本当にそういった方というのは、多分お見えになると思います。ですから、先ほど申し上げましたように、そういった相談業務も仕事の一つでありますので、そういう点はきちっとお話をさせていただいて、ただ一方で私どもも調査権がありますので、やはり中身もきちっと確認させていただいた中で対応させていただいているのは事実ですし、最終的にうちのほうも頭ごなしに何もかもやるという話じゃないです、はっきり言って。ただ、差し押さえてでも結局

は担保するという前提でやっておりますので、その辺も、そういった例を今お話しされましたけれども、その辺については、また担当のほうからよく聞きたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

4番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとります。再開は1時30分といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

通告順位9番の16番・鷺野聡明議員の質問を許します。

○16番（鷺野聡明君）

議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に基づきまして2点の質問をいたします。

愛知県大府市で、認知症の男性（当時91歳）が徘徊中に列車にはねられて死亡したのは家族が監督を怠ったためとして、JR東海が振りかえ輸送の費用など約720万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が4月24日、名古屋高裁でありました。翌日の4月25日、朝刊には1面で大きく取り上げられた。見出しには、「認知症徘徊、妻のみ責任、名古屋高裁」「JR事故賠償は半減、JR側も安全責任」。また、3面記事にはさらに大きく、「認知症、老老介護は限界」「事故の補償制度を求める声」などと連日大きく取り上げられました。

そこで、大項目1番、認知症予防策の取り組み強化を、小項目1として、愛西市の介護認定者数、認知症患者数の実態はであります。

介護が家庭崩壊を招く時代の到来に、行政は真剣に対策を考えねばならないときが来ていると強く感じます。愛西市の高齢化率、要支援、要介護、認知症患者数等の実態はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

小項目2. 介護予防推進のための活動策は。

厚生労働省の2012年時点の推計によると、全国の65歳以上の高齢者のうち認知症の人は15%で、約462万人に上るとあります。誰もが介護者になり得る社会、みんなの課題として考えたい。先進地として、埼玉県富士見市の市民との協働による、誰でも、いつでも、どこでも参加できる介護予防のまちづくり策が取り組みの効果を上げていていると聞いております。

愛西市の現状と、今後の認知症予防推進のための活動策についてお尋ねをいたします。

小項目3. 認知症サポーターの育成と見守り協定の締結を。

各地の生活協同組合が自治体と認知症高齢者らの見守り協定を結ぶ動きが広がっているとの報道を見ました。今後、新聞配達組合、JA海部農協、生協などと、認知症高齢者らの見守り協定を結ぶ検討をしたらどうか。全国の農協は、認知症サポーター育成に力を入れていると聞いているが、JA海部さんの現状について聞いておられたら答弁ください。国が推奨している認知症サポーターに認定された職員及び市民の数はどれほどになっているのか、お尋ねをいた

します。

次に、大項目2. あいさい広報の表紙へ目次を、読みたくなる広報紙づくりを。

愛西市広報紙は、この6月号で、ナンバーが111号となった。市から市民への公式な報告・告示などをする大切なあいさい広報紙は、今年1月号より表紙から目次が削除された。なぜ目次が消えたのか、その理由について尋ねます。

以上、よろしく願いをいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、私のほうから順次お答えをさせていただきます。

まず第1点目、愛西市の高齢化率でございます。これは、午前中にもお答えをさせていただきましたが、本年4月1日現在で27.5%でございます。

介護認定状況につきましては、本年の3月末現在といたしまして、要支援の方が628名、要介護の方が1,831名、合計2,459名となっております。

また、認知症の患者数につきましては、認知症に特化した統計というのが実は行われておりませんので、あくまで推計値といった形になりますけれども、御紹介をさせていただきたいと思います。先ほど議員の御質問の中で、15%といった数字も出されております。これは、昨年、筑波大学の朝田教授が報告をされました全国の調査の中に、15%といった数字が出てくるようでございます。ただ、国のほうは、おおむね8%から10%程度ではないかといった数字を示しております。

顧みまして、愛西市の認定者の中に、介護認定をとっていただいた方の中で、いわゆる日常生活自立度という指標がございますが、これを用いまして、どれぐらいの方が認知症の疑いがあるといった程度になるかというのを御紹介させていただきます。

この自立度Ⅰですね。少し問題はありますけれども、多少周りが支えていただければ日常生活が営めるというのがⅠでございますけれども、この方につきましては、認定者数の中の比率で見ますと、人数がおおむね愛西市の場合は65歳以上の方の10%ほどに該当いたします。もう少しレベルを上げまして、Ⅱaという、たびたび道に迷うとか、金銭管理などのこれまでできていたことがちょっとできなくなったというレベルでございますけれども、こういう方を拾わさせていただきますと、おおむね65歳以上の方の7.6%ほどといった数字に該当するといったことが計算できます。これを人数に換算いたしますと、8%でおおむね1,400人ちょっと、10%になりますとおよそ1,800人弱といった数字になります。おおむねこういった範囲の中で、いわゆる認知症の方が愛西市の中にお見えになるといった推計は可能かと思えます。

2点目になります。認知症予防対策の現状と今後の取り組みになります。

認知症発症のメカニズムが、まだまだ解明されていない部分というのはたくさんありますけれども、どちらにしても趣味であるとか、運動であるとか、またお話をするとかいったようなコミュニケーションの機会が乏しくて、家にこもりがちになって、不活発な生活が続いていると認知症になりやすいということは言われております。

こういったことを解消することによって、認知症はかなりの部分が防げるのではないかと

ったところで、現在、地域包括支援センターにおきましては、介護予防の普及啓発事業といたしまして、愛西おでかけサロンでレクリエーションをしたり、体操したり、ちょっとした物をつくってみたり、皆さんの交流会をしてみたりといった事業でありますとか、はつらつ体操クラブとしまして、運動機能を維持するような体操を定期的に続けていただくような取り組みを実施しております。また、地域での活動という意味におきましては、老人クラブ活動でありましたり、地区のコミュニティー活動、こういったものがやはり認知症の予防に役立つと。こういった行動のきっかけになると考えておりますので、これらの活動についても支援をしていく必要があると考えております。

また、これはどの病気でも同じでございますが、いわゆる生活習慣病については認知症の発症リスクを高めるといったことも言われておりますので、こういった生活習慣の改善にも取り組んでいく必要があると考えております。

3点目でございます。認知症サポーターの御質問でございます。それから地域での見守り協定といった内容でございます。

いわゆる地域での見守り協定につきましては、市内の新聞販売店でありますとか牛乳販売店など、高齢者の見守り協定と申しますか、見守りを依頼しております。また、現在でも、そのほかの民間の協力していただける事業者の方と協定に向けて協議をしているところでございます。

それから、その次のJAあいち海部の認知症サポーターへの取り組みでございます。これにつきましては、お伺いいたしましたところ、JAあいち海部の管内で821の方がサポーター養成講座を受講されていると伺っております。また、愛西市内全域で見ますと、この3月31日現在で1,060の方がこの講座を受講されてお見えでございます。

また、この認知症サポーター養成講座の講師を務めることができるキャラバンメイトというのがこの1つ上のクラスにありますけれども、こちらの講師役を務めることのできる方が市内で19人お見えになります。職員についてはという御質問でございます。市の職員は2人、こちらのキャラバンメイトに登録をさせていただいております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうからは、広報の表紙の目次の関係について御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

表紙の目次の関係につきましては、議員各位、皆さん方御承知のように、平成26年、ことしの1月号から、より一層親しみやすい、見やすい広報へと、表紙を含めて、中身もそうでありますけれども、リニューアルをさせていただきました。

これまで、表紙に写真を使いながら、余白には市の動きとして、世帯とか人口の数値、そして今月の主な内容として見出しとページを表示しておりましたけれども、これはいろんな捉え方があると思いますけれども、写真とその他の情報が主張し合いまして、結果として双方の効果を減退させてしまったと、こんな捉え方も、私ども事務局としておったのが実情であります。

そして、広報というのは、市民の皆さん方が読みたくなるよう、興味を持っていただけるよ

う、まず表紙というものに着眼点を置いて、写真のみのすっきりした表紙に変更をさせていただいたと。これがこの1月号から改正したというのが主な考え方であります。

また、表紙に目次を掲載しておりましたけれども、限られたスペースでの市民の皆さん方への案内という形になっていたこともありまして、文字が小さく、見にくいといったような御意見も寄せられたということを担当のほうからは聞いておりました。

そのような経緯の中で、次のページに移動させましてスペースを大きく取り、人口等のデータファイルとか、今月の市税とか料金など、市の基本的な情報とあわせて、わかりやすいレイアウトに変更させていただいたわけです。今後もそういうような考え方で、この広報紙については進めていきたいなというようなことを思っておりますので、その辺は御理解がいただけたらなあというふうに思っております。以上です。

### ○16番（鷺野聰明君）

それでは、再質問させていただきます。

認知症の原因は何かということで、先ほど部長さんが言われました適度な運動とか、会話、脳トレ、いろいろ言われておりますけれども、愛西市の中でもぼけないためのそろばん教室とか、そのほか、いろいろされておるようでございますし、今お聞きしましたら、それぞれ予防するための施策も手をつけていただいて、少しずつ効果もあるのではないかなあというような感じもしておるわけでございます。

愛西市の認知症患者数の正確なことは把握できないということでもございましたけれども、これは毎年か、あるいは何年かに1度、県への報告とか、そういうようなことはされていないのでしょうか。そして、認知症患者数をできるだけ把握する仕組みといたしますか、そういったものも大切だと思っておりますが、その点、いかがかなあということを思います。

そのほか、認知症サポーターを育成ということで、思っていた以上に効果が上がっているのではないかなあということは感じましたので、認知症予防策等については、以上の再質問をいたします。

それから、広報の関係です。

今、部長さんからいろいろ説明をいただきました。私も、昨年の秋ごろだったと思いますが、ある市民の方から、表紙の目次が小さいのもう少し大きくしてくれないかなあというふうに頼まれまして、そのまま秘書課さんのほうへ、高齢の方からもう少し見やすい字に大きくしてもらえないかなあということをお願いに行った覚えはありますけれども、まさかずばっと削除されているということは思いもしなかったです。

駅とか、本屋さんとか、コンビニとか、いろんな新聞とか書籍とか、週刊誌等もありますけれども、それぞれ目次といたしますか、タイトルといたしますか、中を見たいような表紙で随分各社、力を入れて競ってやってみえるように思いますけれども、今部長さんの言われるのは、写真と目次が相殺されて云々という話でしたけれども、私は今思うのは、写真より目次のほうが大事だと思っておるんです。レガッタの写真、あるいは成人式の写真、あるいは1月号のこけしの写真も結構ですけども、本来は、どうしても読んでほしい、そして読んでもらいたいな

あとという目次を表紙につけてほしいなあということを思います。

4月に、選挙戦の途中でしたけれども、何人かの方から、犬の登録とか、狂犬病の予防注射はいつだったかなとか、いろんなことも聞きましたけれども、私は4月号を詳細に読んでいなかったもんで即刻答えることができませんでした。そういう特に読んでほしいようなことはやっぱり目次に、写真と重ねるんじゃなくて、切り離して表紙に持ってきてもらいたいなあということの一つ思いました。

そして、例えば5月号であれば、タウンミーティングですね、これは後ろのほうの何ページかのほんの小さなスペースに、市長さんの愛西市の現状の課題とか、質疑応答とかいうのも小さく書くのではなく、やっぱりトップページの表紙に、10年で初めての市長のタウンミーティングですので、これは読んでもらわない手はないというふうに私は思うんですね。そういうのは市長からは言いにくいと思いますんで、担当部課が気をきかせて、やっぱりトップページで、市長にお礼が言いたいとか、あるいは提言したいとかいう方もたくさん見えると思いますんで、写真というよりも、何か中を見たいなという誘導策の表紙に変えてもらえたらありがたいと、私の自己満足かもしれませんが、もう一度ちょっとその辺を、愛知県内の先進市の豊田市、岡崎市、一宮市、あま市、弥富市、稲沢市等々の広報も見ていただいて、十分研究してみえると思いますけれども、その辺をあわせて再考をしていただけたらありがたいと。

また、どれほど市民の方が広報を詳細に読んでみえるかということも、つかんでみえるかどうかわかりませんが、その辺についてもお尋ねをしたいと思います。以上です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

1点目の認知症の患者数について、県への報告等があるのかと、それからこういった患者数を把握する仕組みを考えてもいいんじゃないかという御質問でございます。こういった認知症の患者数を報告するといったような機会についてはございません。

それから患者数の把握についてでございますけれども、これも、どうしても家庭の中にお見えの潜在的な方を含めて全てを把握するといった仕組みが現在のところございません。したがって、愛知県におきましても、国におきましても、ある程度推計値といった表現の中でいろんな計画を策定しているというのが現状でございます。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

いろいろ議員のほうから御提案をいただいたというふうに承りましたけれども、せんだって広報の研修会があって、私どもの秘書課の担当が行った復命が回ってまいりました。

その中に、各市の広報が復命の中に入っております。その市町いろんな特色があると思います。議会の広報紙でもそうだと思います。先ほど申し上げましたように、確かに議員のおっしゃるのも一つあるのではないかなあと。

ただ、自分もそうだと思うんですけれども、週刊誌でもそうでありますけれども、インパクトが強いと、その次ということで入りやすいという部分もあるんですよ。

6月以降の広報は、次ページにページ数、題目的なものも記載はしてあるんですけど、逆に言えば、私は今までも下のほうにページとタイトルが表示してあったんです。1枚めくること



によって余計わかりやすいかなあとといったような主観で捉えたわけですがけれども、やはり最終的には皆さんに愛される広報紙でなければいけないというふうに思っておりますので、先ほど御提案をいただきましたけど、当分はこの1月に一応表紙全体を写真という形で愛西市の広報としては出発をしておりますので、この状態で、またいろんな御意見があれば、当然そういった御意見を踏まえた中で、レイアウト等についても固定することなく、やっぱり見直していかないかなと思うんですね。

事実、愛西市が合併して111号ぐらいになっておると思うんですねけれども、その都度、その都度リニューアルはしておると思っていますので、そんなような考え方で今後も対応していく必要があるのかなあと。

そして、市民の読まれている率といいますか、これは一般的な捉え方でありましてけれども、データの的には、情報発信としてホームページとか広報紙があるわけですがけれども、統計的に見ますと、やはり8割方が広報紙でその市の情報等々を収集されると、日本広報協会のデータでもそんなような数値が出ております。ですから、広報紙の皆さん方に読んでいただける率というのは、愛西市は8割が本当に当てはまるのかといたら、これはわかりませんが、やはり情報発信の一つの手法としての広報紙というのは、手元に置いて、いつでも読めるというような効果もあると私どもは思っておりますので、相当数の方にお読みいただいているんじゃないかなあというふうには理解をしております。以上です。

#### ○16番（鷺野聡明君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。

あと1点ずつお尋ねしたいんですけれども、基本的なことですがけれども、介護認定審査会を改めてお尋ねしたいんですけれども、人数とか構成、そして審査会の年間の開催数はどのようになっているのか。私の聞いておると合っておるとかどうか、ちょっと確認したいもんですから、本当に初歩的なことで御無礼ですが、お尋ねします。

そして、広報の関係です。

部長さんが言われる趣旨も確かにわかります。ですが、これだけを見てほしいということは、やっぱりトップページにあったほうがページを開いていただける要因の大きな部分になるんじゃないかなあと思います。

例えば6月号でいえば、子育て支援の減税が児童1人1万円ありますよ、これは個別に申し出て下さいというようなこと。限度額が875万円ですよというようなことでもいいですが、やっぱり中を開いてもらえるような、言いわけに広報に載せてありますよということで使うんじゃなくて、積極的に打って出るという形で表紙をリニューアルしてもらえたらありがたい。また、検討課題にさせていただいたらありがたいなと思いますし、先ほどからもいろいろ出ていました、例えば年間何回ともなく、パブリックコメントというのがありますけれども、やっぱり3人の方とか、5人の方とか、10人の方とかということでよく聞きますけれども、パブリックコメントなんかむしろトップページで、ぜひ市民参加の協働型まちづくりという意味からも、環境でもいいですし、いろんなことでトップページに持ってきてもらえないかなあ

という、これははかないお願いになるかもしれませんが、一度検討の課題にだけでも上げていただけたらどうかなあというふうに思います。

それぞれ部長さんから再度答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

**○総務部長（石原 光君）**

ありがとうございます。

やはりこれはインパクトなんですよね、見出し。おっしゃることはよくわかります。

ただ、私どもも今日に至るまで百十何回という回数のある中で、いろいろリニューアルしてきたのも事実でありますし、今回も1月号、表紙に写真というものを前面に出して、まず皆さんを引きつけるといいますか、そこに見出しがあっても、おっしゃるようにインパクトが強いんじゃないか、そういうような捉え方もできますけれども、いずれにしても1月号からはそういった形で進めておりますので、それも一つ今後の検討課題かなあと。

ただ、タウンミーティングの関係につきましては、7月号の広報に、表紙ではありませんけれども、1ページ、2ページぐらいに結果といいますか、そういったレイアウトにはなっているのかな。そういった形で紙面構成をしておりますので、御理解いただけたらなあというふうに思っています。

いずれにしても、考え方は皆さんに愛読していただく、読みやすいような広報紙というのがやっぱり大切ではないかなと思っておりますので、今後いろいろ検証していきたいというふうに思っています。以上です。

**○高齢福祉課長（水谷辰也君）**

それでは、介護認定審査会の関係でございます。

現在8つの合議体で行っておりまして、1つの合議体に5人の委員さん方です。したがって、合計で40名の委員さんにより審査を行っていただいております。

審査会の回数でございますけれども、基本的に週2回を原則としておりまして、ちょっと古うございますが、24年度の実績ベースで年間111回の審査会を開催しております。以上です。

**○16番（鷺野聰明君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

認知症の患者数の増大傾向に歯どめをいかにしてかけるか、これは我々も含めて近い将来訪れるかもしれませんので、ひとつよろしく、担当の部課ともお願いしたいと思います。

また、広報につきましても、また一度十分検討していただいて、できたら、来年ぐらいから新しいタイプのものにリニューアルしていただけたらありがたいということを感じます。

以上で、質問を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は2時15分をお願いします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

通告順位10番の13番・吉川三津子議員の質問を許します。

○13番（吉川三津子君）

子供たちにツケを回さないというスタンスと市民の視点で質問をいたします。

きょうは、大きく3点について質問いたします。

1つ目は、私の1つの大きなテーマである超高齢化社会の問題に関連して、介護保険法改正に伴う市としての準備について、そして2つ目が私のもう1つのテーマである子供の育ちの問題、そして大きな3つ目は、今まで私が議会で取り上げてきた案件への進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

では、まず最初に、介護保険法改正に伴う市としての準備についてお伺いをいたします。

私は、今回の選挙では、超高齢化社会への備えについて訴え、選挙をいたしました。泣いて玄関先から飛び出してきて抱きつかれ、老老介護や認知症の親さんを抱えて暮らす大変さ、10年後の自分の老後を誰が見てくれるんだろうという不安の声を毎日涙ながらに訴えられ、ともに涙する選挙でした。そして、若い方々には、この介護の問題が自分の親の問題であり、介護サービスがなくなれば仕事にも行けなくなることを、選挙を通して御理解いただけたのではないかと感じております。

介護保険制度の改正により、要支援の方々の一部サービスが予防給付から除外され、自立の方々と同じサービスとなって市町村事業である地域支援事業へ移行されます。要支援と自立の方々へのサービス提供の仕方、運営指針の決定、事故のときの責任の問題、単価やコーディネート方法など、かなり準備が必要になってくると同時に、市の財政状況や市の優先順位により、市民が受ける介護サービスに自治体間で格差が出てきます。

要支援というと、介護の必要がなく軽度に思われがちですが、認知初期の方も多く、支援がないと暮らしていけない方々で、愛西市では、先ほども説明がありましたが、628名で認定者の4分の1を占め、介護保険事業計画の予測人数525名を現在大きく上回っています。基本的には、2015年からの実施ではありますが、3年の猶予期限が受けられると聞いているものの、全国で2分の1の自治体が制度改正に合わせて運用を始めるとの情報も届いております。

真野議員への答弁では、課題として、既存のサービスに加え、多様な主体での新たな受け皿の整備が必要であること、そして要支援者の把握として、独自の情報も使って要支援者の方々の把握をどうするのか、それが市の課題であるとの答弁がありました。ガイドラインが示されなくてもできる準備があり、周辺自治体でも事業所調査などを行っているところもあるときいております。市として、現在どのような準備をしているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、大きな2番目の質問であります。

子育て支援についてお伺いをいたします。

きょうは、資料として、奈良市の子どもにやさしいまちづくり条例（案）を配付させていただきました。この条例は、ぜひ職員の皆様にも議員の皆様にも最初から最後までお読みいただ

きたいと思っております。子供も参加してつくられたもので、目的(2)を見ていただくと、子供が自立するための知識と経験を得られるよう、子供への支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子供が安心して豊かに暮らすことができるまちを目指しております。

また、(3)には「奈良市の子供たちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望を持って成長し続けるように」と書かれ、基本理念の中には、「市、保護者、地域住民、子供が育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、子供の成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子供の最善の利益を第一に考慮する」と書かれております。

もちろん、こうした条例の制定は以前から議会で取り上げているので、制定を望むわけですが、きょう、こうして紹介した理由は、子育て支援というと少子化にストップをかけるとか、親の負担を減らすことに重きが置かれ、大切な子供の育ちに目が向いていないのではありませんか。子供にも人格があることを忘れていませんか。そんな思いで、この条例案を紹介させていただきました。

私は、愛西市の子育て支援においては、部署によってかなり評価をしてきております。特に発達障害への仕組みづくり、保健センターと児童福祉課の相談業務や病児・病後児預かりや産前・産後の家事支援も同時運営しているファミリーサポートセンターなどなど、そして、そうした部署の横の連携は誇れるものであり、一つ一つの家庭や子供の育ちに寄り添う仕組みができていくことは何度もこの議会で評価の発言をしてきており、他の自治体からの問い合わせも受けているのが現状でございます。

しかし、議案質疑でも申しましたが、いじめや学校での暴力問題など、さまざまな愛西市内の問題を聞くたび、こうした問題は、学校だけの問題ではなく、家庭、保育、地域などの問題でもあると思っております。そして、今実施されている子育て支援は、大人の仕事の都合や生活に合わせたサービスが重視されており、子供に生きる力を身につけさせる環境づくり、つまり工夫する機会を与えながら自分で判断し、行動できる子供を育てていくという面ではまだまだ改善と工夫が必要と思っております。

そこで、質問でございます。子ども子育て会議で、保育などのニーズ調査をもとに必要な保育の量を調査されました。そこでは、面積的には愛西市では足りているとの結果が出ていますが、3歳未満の保育ニーズはふえており、その年齢に応じた部屋の静かさや安全などの住環境が必要になってまいります。また、物理的な利便性も要求されます。そうした面も踏まえた3歳未満の保育が確保できる状況になっているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、大きな質問事項で、その後、どうなったかというテーマで、今までの私の質問への答弁後、どのような進展があったかについてお伺いをいたします。

まず企業誘致についてです。企業誘致に反対ではありませんが、議員として、市全体の利益になるか否かのチェックをしていく役割がありますし、さまざまなデメリットを回避する提案も必要と考えますので、質問いたします。

3月議会で紹介しましたが、愛西市同様に、県企業庁が進めた新城市工業団地で、平成20年6月に進出した企業が、22年10月、たった2年で愛知県から差し押さえになり、23年3月に差

し押さえ解除になったかと思えば、翌24年8月、銀行が債権者で裁判所が競売開始とし、産廃業者が取得するという事件があり、地元では大きな反対運動が起きております。本社がマンションやアパートの一室のような企業に売却されるような、こんなことがあってはなりません。

私は、県が果たすべき責任と市が果たすべき責任の明確化、そして売却後の県の関与はどこまでしてくれるかの明確化、そしてさらに、さまざまなデメリットを回避するための市条例の制定や地区計画が必要だと考えております。今までも、環境汚染や住環境を大きく変える企業進出について、この議会でも条例制定の提案もしてまいりましたが、取り組んでいくと答弁しながら進んでいないのが現状であります。

廃棄物処理法においては上乘せの条例を制定することはできませんが、土地利用調整条例などの制定をしたり、都市計画法における地区計画での業種の細かい指定などの準備が必要と思っております。迷惑施設が企業団地に進出すれば、周辺住民が困るのはもちろんのこと、他の企業進出も望めません。

そこでお伺いいたしますが、3月議会では、デメリット事例を収集し、対策をしていくとの趣旨の答弁がありました。こうした企業の進出に対してどのような対策の準備をしているのか、お伺いをいたします。また、ほかに事例収集をし、取り組んでいることがあればお聞かせください。

以上で終わります。答弁を求めます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、私のほうから1点目、まず介護保険制度の改正によって、どのような準備が必要だと認識しているかという点でございます。

これについては、先ほど真野議員の御質問の中でも少しお答えをさせていただいております。今回の改正の主なものにつきましては、議員御指摘のとおり……。

#### ○13番（吉川三津子君）

その部分は、既に真野議員のところで説明があったので、先ほど質問の中には含まれておりませんので、そこは割愛で結構です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

結局、今回、多様な受け皿づくりといったところについて、非常に重点が置かれるといたしますか、我々が努力しなければならないと認識しております。

先ほども言いましたように、これらのサービスの種類とか内容とか単価、こういったものがやはり明確に示されませんと、受け皿となる事業者におきましてもなかなかはっきりした意向が示されないところであります。ただ、実際に動き出すとなれば、これについては相当の事務量が必要になると考えております。

これも先ほど申し上げましたが、やはり厚生労働省等のガイドラインを見ませんと、なかなか具体的なお話ができませんが、こういった事業主体の調査等をしつつ、第6期介護事業計画のほうへ、独自といたしますか、この地域の中で協議をしつつ、おくれることのないように事業を展開していくことになろうかと思っております。

それから2点目になりますが、3歳未満の保育ニーズについて非常にふえてきていると。これについては、現場でもそういった声がありますし、今回の保育のニーズ調査の中でも潜在的にかなりの需要があるといった結果が出ております。愛西市の就学前の子供の人数については、年々減少はしてきておりますけれども、こういった3歳未満の保育ニーズというのは、現状の施設の中で今ほとんどいっぱいいっぱいといった現状はございます。

ただ単純に、保育所の施設の面積といった部分については、やはり3歳、4歳、5歳の減少の幅が大きゅうございますので、面積的な部分だけでいえば、施設については余っていると。ただし、先ほどもちょっと言いましたように、小さいお子様方に合わせた施設になっているかと言われると、まだまだそこについては予算もかかりますし、事業主体としての民間の保育所もたくさんございますので、現状として十分充足しているということは言えないと思っております。

また、育ちの部分につきましては、やはり保育所だけの問題ではございませんし、それぞれの保育施設の設備、立地、そういった条件も種々ございますので、こういったものについては、御家庭とか地域とも連携しながら、限られた条件がありますけれども、その中で十分工夫を凝らしていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

企業誘致の関係でございますが、現段階ではどのような企業に来ていただけるかの具体的なことまでは決まっておりますが、デメリットの回避につきましては、優良企業に来ていただくためのいろいろな角度で提案・検討をしております。

それと、前回お話をいただきました産廃のお話の件でございますが、現在、都市計画法の地区計画の策定業務を行っております。地区計画では、企業が建築できる建物の用途などを制限することが可能であります。著しく環境の悪化をもたらすおそれのある建物については制限をし、建築ができない方向で調整をとっていくというような計画でございます。

#### ○13番（吉川三津子君）

では、順次再質問をさせていただきます。

もう少し質問を聞いていただけるとありがたいんですけども、真野議員のほうで答弁がありましたので、先ほど伺ったのは、ガイドラインが示されなくても準備できることがあるでしょうと。愛西市としては、どんな準備が今できていますかということを質問させていただきましたので、もう一度御答弁いただきたいと思っております。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

現在の地域での支援事業、国のほうがといいますか、いろんな機関から、今回の改正についてはいろんな御意見、情報等が我々のところに入ってきております。この中で、国のほうが、例えば地域支援事業としてこんなことがありますと、こんなことが市町村にこれからお任せをしたいんですといった例示がされている事業というのが幾つかございます。

この中身を見てみますと、既に愛西市では手がけている部分はかなりございます。そういったものについて、国のほうが今後どういう方針で、今回の変更の中で考えておみえになるか、

ここについては、事業としては現在もう既にやっておりますが、これがどう変わっていくかというのについては関心がございます。

それから、地域での細かな日常の生活支援を多様な受け皿を担っていただいて、きめの細かいサービスができるようにというのがもう1つの大きな柱でございます。こちらについても、受け皿となるいろんな団体ともお話をさせていただいておりますが、やはりどういうサービス内容をどういう単価でやるのかといったところが最終的には問題になってまいります。簡単に言えば、見合った単価でもって発注をしていただければ、事業については受けますと、こんなような御返事に今のところ成らざるを得ないと。それ以上、話としては、今のところ進まないといったところであります。

ただ、ただ手をこまねているわけではございませんで、こういったものについては、もっといろんな団体等と今後ともお話をさせていただきたいということで、現在進めてございます。以上です。

### ○13番（吉川三津子君）

先ほど御説明がありましたけれども、今できることと云ったら、要支援者がどんなところで、どんなサービスを利用しているのか。そして、任意で事業所でやっていらっしゃる事業もありますので、そういったものも多分つかめていないと思います。ですから、要支援者がどこでどんなサービスが必要になっているのかの実態調査、そして、そういったことから、サービスの必要量の把握などは、もういろんなところで既に手がけてやっていらっしゃるんですね。

私も何度かお話はお伺いに行っているんですが、まだその辺までは愛西市の場合、手つかずになっているのが現状であろうということと、それからあと、これから事業所、並びにNPO等の受け皿づくりが必要になってくると思います。今現在、力のないところでも、お話し合いをしながら、指導をしながら作り上げていかなければ、これからふえる要支援、予想よりかなり要支援の方々の人数がふえているわけです。その受け皿が作り切れない。そうなれば、若い世代が外に働きに行くこともできないという大きな問題が発生するというふうに思っております。そういった面において、今後、急いでそういった調査、そして、いろんな介護関係の活動をしていらっしゃる方、子育ての活動をしていらっしゃる方、そういう方にも、この生活支援等の活動はできると思います。

専門的な知識が必要な分野、ボランティア、そして専門的な知識がなくても責任を持ってできる仕事、その辺のところの分類を早目にしながら、その受け皿づくりを、探しも必要ですけど、づくりをしていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺についての御見解をお伺いいたします。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

議員おっしゃるとおりだと思っております。

そういった中で、我々としても議論の中で出てきますのは、午前中にもお答えをさせていただきましたように、介護保険制度の傘の中でこういった事業も営んでいただくとしますと、こういったサービスをいただいた事業者に、今までの介護給付と同じような仕組みの中で

お支払いをしていかなきゃならない。要はハード的な整備、それからそれを実際の事務としてやっていたらかなきゃならない。こういったところについても、まだ何もわかっていないといった部分がありまして、実は二の足を踏んでいるという部分もございます。

議員のおっしゃることは非常によくわかります。我々としても、どんどん増大していくニーズに対しては応えていかなければなりませんので、やはり育てる。今あるところを核にするのも大事かもしれませんが、新たに掘り起こしをさせていただいて、そういった事業に参加をしていただける団体が今後たくさん出てきていただくと我々としても非常に助かります。そういった意味では、議員のおっしゃることはごもっともでございます。以上です。

### ○13番（吉川三津子君）

そういった団体が出てきてくれることがうれしいというお話ですが、私は、市の職員が足を使って、そういった団体との接点を持っていく、それが愛西市においては、以前から議会でもお話をさせていただいているんですが、窓口に来るのを待っていたんでは、これだけ大変な介護サービスをつくっていくのは厳しいと思っております。ぜひ外に出て、やってくれそうなところは私は幾つか頭に浮かぶんです。ボランティアの組織、NPOの組織、老人会とか、シルバー人材センターとか、いろんなところが浮かぶわけで、そういったところに早目に出向いて、まだ価格が決まっていない段階からも接点をしっかりと持ちながら、こんなときにはお願いできるところを接点として持っていくべきではないかなというふうに思っております。

私も、この問題は東京で勉強会があって、その前に愛西市のデータをいただきました。生活支援サービスをしているNPOやボランティアの数についてお伺いしたら、ゼロ件という回答をいただきました。これはゼロ件ではなくて、未把握、把握をしていないんだというふうに私は思っております。この受け皿づくりの考え方について、もう一度考えを伺いたします。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

そのような団体の発掘に努めさせていただきます。

### ○13番（吉川三津子君）

ぜひ要支援の方々のサービスの実態をつかむこと、そして受け皿づくり等にも足を使ったりとか、事業所にも出向いて現状把握に努めていただきたいと思いますと思っております。

そして、NPOに対しての職員全体の意識というのがまだまだ低いなというふうに思っています。愛西市が行っていたNPO講座にも私は何度も出席をさせていただき、そこに出席された方々はかなりNPOとは一体何かというところの理解を深めていらっしゃいますが、そのほかの窓口に行ったとき、このNPOへの意識の低さを痛感いたします。

行政がつくった団体とNPOは何が違うか。NPOはいろんな団体もありますけれども、市民から湧き出てきた団体ですので、市民のニーズ、その中で工夫する力があります。行政がつくった組織は、行政が決めたことをうまく運営する力があります。それぞれ特徴があるんだと思います。そういった特徴をしっかりとつかみながら活動していかないと、国も多分この介護保険については、NPO、ボランティア、その辺にやらせろというような意気込みではないかと思っております。



しかし、全てができるわけではないです。専門的知識、要支援と自立が一緒になったって、要支援の方々には専門的な知識も必要になってくる場合があるわけですので、その辺の区分けも、これから市が運用の指針なども全部決めていかなければならないので、大変な作業が待っていると思いますが、その辺、しっかりと勉強していただいて取り組みをいただきたいというふうに思っております。

それから、前の議会でも申し上げましたが、シルバー人材センターのこれからの自立ということも3月議会でお話をさせていただきました。ちょうど永和地区へ移転するというところで、ああいったところでの介護に絡んだ活動づくり、この介護保険法改正とちょうど時期的にいいタイミングだと思っております。そういった中で、シルバー人材センターがこうした地域のお年寄りの見守りとか生活支援、そういった部分を担うというような仕組みづくりのモデル的な事業をこちらではどうかなというふうに思っております。

ほかにもしっかり運営をされている老人会、NPOなどがあれば、そういったところで幾つかモデル事業として実施し、うまくいけばそれを全域に広げる、そんな方法でぜひ取り組みをお願いしたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

この点につきましても、私どもとしては、当然シルバー人材センターについては、最近仕事のほうも思うように集まらないといった状況も聞いております。若い人がお年寄りを支えるといった仕組みだけではなくて、元気なお年寄りがお年寄りを支える、そういった仕組みも当然必要になってくると思っております。

この点についても、話としては現在させていただいておりますけれども、まだまだ具体的にこうしますといったところについては、今まで説明させていただいたように、どうしても限界がございますので、現状としては、はっきり明確にこうしますといった返事は申し上げにくいといった状況でございます。

#### ○13番（吉川三津子君）

ぜひ育てるという意識を持ちながら、モデル事業として進めていただきたいというふうに思っております。

それからまた、数点ちょっと提案としてお話をさせていただきたいと思いますが、立田のころだったと思いますが、サロン事業ということで、民間の普通の方々がおうちを提供し、数人集まればサロン事業として認め、何らかのお茶代ぐらいの補助を出すような事業の提案を立田のときにしたことがあります。これも、これからの改正には有効な一つになってくるのではないかなというふうに思っております。

そして、ファミリーサポートセンター事業においては、全国の多くの自治体で、子育てだけではなく、介護事業という形で介護の部門も担っている、そんな状況にあります。これも、これからの超高齢化には使える一つの手法ではないだろうかというふうに思っております。そういった面について、いろんな研究をしていただきたいと思いますが、その辺についての見解を求めます。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

地域のコミュニティーといいますか、私も以前岐阜県のほうでも、関市でしたかね、婦人会が地域の集会所を利用して、やはり地域のお年寄りが歩ける範囲で昼食をつくってみたり、いろんな作業を試してみたりといったことに取り組んでいるのを見に行ったこともございます。多様なという部分では、それぞれのことを、小さな事業でも結構ですので、寄り集まれば一定の量になりますので、こういったことについても、盛り込める範囲のものについては盛り込んでいきたいということは考えております。以上です。

### ○13番（吉川三津子君）

あと1点ですが、市長のほうにお願いなんですけれども、この介護保険法の改正は市町村責任でかなりの業務が出てまいります。相当、私は職員を導入しないと、この要支援の方々の受け皿をつくり切れないというふうに思っています。

昨日もこういった勉強会に行った折に聞かされた話は、介護保険の仕事の経験のある職員を総動員しないとつくり上げることができないくらい大変な作業であるというようなお話もありました。そういった人事面においても、少し考慮が必要になってくると思います。その辺について、市長の見解を求めます。

### ○市長（日永貴章君）

経験職員の件でございますけれども、そういうことは当然考慮しなければならないというふうに思っておりますけれども、やはり経験した職員も年々年をとって定年をしてまいりますので、新たな人材育成もしなければなりませんし、ほかにもいろいろな専門職が市にとっては必要でございます。あとは、今言われている高齢者福祉に対しましては、今、なかなか若い方が職につかない。あと、専門学校も定員割れをかなりしているという実態もございますので、そういうことも加味しながら考えていかなければならないというふうに思っております。

そもそも要支援制度ができたのは、要介護状態にさせないための制度だったものが、今、国等の見解は、かなりその意味合いが崩れてしまっておりますので、そういうこともしっかりと愛西市の状況を、先ほど言われましたけれども、介護保険を利用させていただいておれば、その方がどのようなサービスを利用しているかという実態把握はできますので、まずその部分をしっかりと実態把握をして、今後の人口推移とかも見ながら、どのようなサービスを市としてやっていかなければならないという分析をしっかりと、あとは市民の皆様方、事業者の皆様方と連携・協働しながらつくり上げていくことが必要であるというふうに思っておりますので、職員人事につきましても、当然そういうことは視野に入れながらも、新しい人材を育成していく、あとほかの部署とのバランスもとっていくということで進めていきたいというふうに考えております。

### ○13番（吉川三津子君）

ぜひ前向きにお願いをしたいと思います。

では次に、子育て支援事業についてお伺いをしたいと思います。

先ほど3歳未満児の保育園の住環境、そういった環境については、人数はふえているけれど

も、整備についてはまだまだおこなわれている状況、足りなくなる状況であるという説明がございました。

今、佐織の保育園でございますが、こちらは3歳未満のほうがもういっぱい、入りたくても入れない状況になっているのと同時に、佐織の保育園は、もう合併前から建てかえを約束されながら今まで来ているのが現状でございます。あの地域は子供たちも多い地域で、入りたくても入れない状況があるというのは、大変問題ではないかなというふうに思っておりますが、これからの佐織保育園の改修、建てかえをどうしていくのか。

それから、市立の保育園については、特色を持った運営の仕方をしていくというような答弁も以前ございましたが、今のところ、どんな方針が決まっているのか。子ども・子育て会議は意見を聞くところであって、市は市として方針を決めていくということでございましたので、今後の保育園の運営についてお伺いをしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

今、愛西市立保育園は、市内に佐織が1園と佐屋で3園ございます。そして、民間保育園も数多く愛西市内では運営をしていただいております。その中で、民間の事業者さんからは、少子化の影響で園児の方がかなり減っているのではというお話も私どもは聞いております。

そんな中、愛西市立保育園としてどのようにしていくかということは、民間で受けにくい方、民間で受け入れていただけない部分を市として責任を持ってやっていかなければならないということが基本的な考え方だというふうに私どもは思っておりますし、今、担当のほうには、今後の保育園のあり方をしっかり将来設計をして、どのようにしていくのかを検討し、発表するという形になろうかというふうに思っております。

先ほど議員が言われた佐織保育園の建てかえを約束されているということは、申しわけないですけど、私自身今ちょっと初めてお聞きしたものですから、申しわけございません。以上でございます。

#### ○13番（吉川三津子君）

何度も私は佐織保育園のことは議会で質問をしているんですが、佐織町時代に、もう既に佐織保育園の建てかえの約束はされていたんです。その後、議会でもこの問題は取り上げておりますけれども、建てかえの方針であったと思いますので、その辺、もう一度御検討いただきたいのはもちろんですけれども、今の現状として、あのままでいいのかという視点で、私も公共施設の再編成等を考えている立場でございますが、今のあの状況で、子供の育ちにとっていいのかという視点で、ぜひ市長の考えをお聞きしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

佐織の件は、当然私も状況はわかっておりますし、そういうお約束を聞いていませんという話だけで、別に佐織保育園を今後建て直さないとか、建て直すとか、今の状況では言えませんけれども、今の状況は、私も何度も足を運んでおりますし、保育士さんの意見などもしっかりと聞いておりますので、議員よくおっしゃられます、先ほども言われましたとおり、愛西市全体として、本当に子供の方々がやはり安全で安心して通っていただけるような保育園を、市と

しては責任を持ってやっていかなければならないというふうに考えておりますので、方針が決まり次第、発表はさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○13番（吉川三津子君）**

私もずっとこの佐織保育園は気になっていて、建物自体、中の状況についても、これでいいのかということとは本当に最初のころから思っている次第でございます。

今、3歳児未満の保育園ですけれども、今後、1カ所に集中してしまっても、親さんたちが小さな子供を抱えて移動しなければいけないという問題も出てまいります。そういった3歳児未満保育についての取り組みの考え方、これからさらに広げていかないといけないと思っているのか。

私は、もう1つ心配なのは、この3歳未満の定員が少ないことで、早目に予約をするということで、本来、もう少しお休みができるのに、早目に職場復帰されるケースがございます。そういった部分で、3歳児保育の定員のゆとりを持っていかないと、本来ならお母さんの手で育てることができるようなケースも早目に預かるという、そんな問題が出てまいります。この3歳児保育について、市の考え方があるのであればお聞かせいただきたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

当然、議員がおっしゃられた部分につきましては、既に担当と今後の保育園のあり方をどうするかという時点の課題の一つには上げさせていただいておりますので、あとあいさいわかばの件も一緒に考えておりますので、その面も含めて、今後、皆様方に使っていただける、使いやすい状況をつくっていくのは当然のことだというふうに思っております。

**○13番（吉川三津子君）**

多分、民間で受け入れが難しいという子供たちは、発達障害の子供とか、軽度の障害の子供を受け入れていただくということになると思いますけれども、ぜひその辺の配慮、充実をお願いしたいと思います。

そして、3歳未満の子供というのは、集団での生活がとても苦手、静かな環境で、少ない人数でというのが保育の鉄則であろうというふうに思っております。そういった面も踏まえて、これからの愛西市の保育園の定員の決め方等も、ぜひそういった子供の育ちを大切にいただきたいと思います。

次に質問をさせていただきます。

子ども・子育て会議の前にアンケートがいろいろされて、多くのお母さんたちが忙しい中、御自由に御意見をお書きくださいというところにしっかりと書かれて、書き切れなくて、ほかの紙にまで書いたという方にたくさん出会っています。それくらい、今子育て中のお母さんたちが、今愛西市の子育て、行政のほうに目を向けております。この書かれた要望、意見、そういったものを今後どのように扱っていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

昨年のアンケートを私も少し見させていただいておりますけれども、非常に多岐にわたって御意見がたくさん、それこそたくさん書いてあります。

現状の事務の進捗状況といたしましては、先般の子ども・子育て会議の中では、いわゆるニーズ量調査を地区に応じて、ニーズに応じて、それから現状の保育園の定員、施設、これらと関連づけて、現状どうなっているのかといったところまでは報告をさせていただいております。

今、議員が申されますように、非常にたくさんの御意見が書いてあります。これについては、当然事務が進んでいく中で、ある程度カテゴリー別に分けさせていただきまして、こんな意見がこんなふうになりましたと。それをどういうふうに関後の施設運営、それから施設計画、こういったものに生かしていくのかというのはまだまだこれからの課題ではあります。

御意見については、ごもっともな意見もありますし、うーんこれはという部分もありますけれども、やはりそれだけ時間を割いていただいて、このアンケートそのもののボリュームが結構あった中で、なおかつそういった意見を書いていただいておりますので、これについては、先ほど言いましたように尊重していきたいなということで、現在進めている最中でございます。以上です。

### ○13番（吉川三津子君）

子ども・子育て三法の趣旨は、あらゆるニーズに応える仕組みを地域がつくるということが基本的趣旨でございますので、細かいところまで目の届く計画づくりをお願いしたいと思いません。

それから次に、公立の児童クラブに対して、母子家庭について。

公立の児童クラブだけに母子家庭は児童クラブの利用料を無料にするということで、私は母子家庭の方々から大変声をいただいております。

今、民営の児童クラブに何名か在籍しております。そうした中で、公立の児童クラブがただであれば、母子家庭としては移らざるを得ない。そのときに、子供にどう説明するんだと泣いて訴えられました。それは、今、民設のところは3つあります。全てのところからいただいております。きょう、私が奈良市の子供の権利に関する条例をお示ししたのは、このことを言いたいからです。

今、児童クラブでは、家庭と同じように、お友達がみんな家族、兄弟のような生活をしています。その中で1人だけが出ていかなければならない。それに対して、どのような説明を市はされるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

今の件につきましては、吉川議員の耳には苦情しか入っていないような感じがいたしますけれども、我々窓口で対応させていただいておりますところでは、ありがとうございますと。やはり5,000円といえども、非常に今まで負担になっておりましたと。それを軽減していただいておりますと。ありがとうございますといった意見もやはりたくさんいただいております。

確かにこの無料化については十分な説明という時間がなかなかとれない関係で、一部行き違いもあったところについては、非常に我々としても心苦しいところはありますが、方向としては間違っていないということで考えております。この辺につきましては、もう少し説明が要ったのかなという反省はしておりますが、方向として、我々としては間違ったことをしておると

というような感じとしては思っておりません。以上でございます。

**○13番（吉川三津子君）**

母子家庭に補助を出すことの方角性が間違っているなんて、私だって思っておりません。間違っているのは、母子家庭じゃない人たちは複数のところから施設が選べる。しかし、母子家庭の子供はここにしか行けない、その不公平さを私は感じております。

この条例をなぜ示したのか、親の払う金額だけで判断している。子供の立場に立ったとき、子供にとってこの仕組みはどうなのか。私は決していい仕組みではないと思っております。

補助することは、本当に愛西市はすばらしい決断をしたというふうに評価しています。しかし、子供に与える影響としてどうなのか、それは決して許されるような方法ではないというふうに思っております。3月31日までここ、4月1日からあなたはあちら、それが子供にとってどうなのか、それをしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

この席で部長がすぐに変えますということは言いにくいかと思いますが、市長、これは子供の気持ちという意味で、もう一度検討していただきたいというふうに思っておりますが、市長のお考えをお伺いします。私は、決して母子への支援が間違っていると思っていないんです。私は、本当によく決断してくださったと思っておりますが、もう一つ踏み込んで、子供の立場に立ったとき、それを考えてほしいと思っております。お願いします。

**○市長（日永貴章君）**

ありがとうございます。

今回の件につきましては、議員も御承知のとおり、民間児童クラブにつきましては、市から補助も出させていただいておりますし、民間の方のいろいろな知識・経験を生かして、子供のためにそれぞれ運用していただいております。

その中で、今、内部では、民間さんに対しても利用料の自由な設定をしていただくのも一つの案ではないかということも今現在調整をさせていただいておりますので、今後につきましては、そういった面も含めて協議をしていきたいというふうに考えております。

**○13番（吉川三津子君）**

市長は補助を出しているというふうにおっしゃいましたけれども、補助の問題と子供の心の問題は別なんです。ですから、そこら辺はきちんと踏まえて、団体への補助、家庭への補助、そして子供への影響は全く別物である。それをごちゃごちゃにして今回判断したことが大変問題だと思っておりますので、その辺は分けて、今後考えていただけるのか、もう一度答弁を求めます。

**○市長（日永貴章君）**

どう表現したらいいかわかりませんが、市としても民間活力を多く使いたいという思いはございます。これからのことを考えれば当然だと思っておりますし、そうした部分に対して、さまざまなルールのもとで補助等をさせていただいております。

その中で、民間の方々に自由に事業ができる限りしやすい方法も考えていきたいという意味でございますので、その中で、それぞれの児童クラブの料金についても、民間の方々が自由に

設定できる方法も一つの検討課題ではないかというふうに考えております。

### ○13番（吉川三津子君）

極端なことを言えば、母子について民間事業者が持てというようなことを言っていらっしゃるのではないとは思いますが、それと福祉の問題とは全く別問題ですので、児童クラブにおいては、やはり地域の子供の放課後について見ていくのが市の責任だと思いますので、その辺、しっかりと間違いのないような判断をお願いしたいと思います。

私も、児童クラブのほうでボランティアをしておりますので、この子が来年からと思うと本当に涙が出てくるような思いで、どう話をするのか、多分親さんも相当悩んでいらっしゃる。それは、ほかの園でもお話を聞いております。感謝の気持ちは持っています、金銭的に軽減されることに対して。しかし、一方では、どう説明するかということで、大変心を痛めていらっしゃる方も多いということは、心にとめていただきたいというふうに思います。

それから次に、企業誘致についてお伺いをしたいと思います。

先ほどから、私もお話をさせていただいておりますけれども、新城の事例では、かなり大きな問題が起きてきております。地区計画の中で、詳しい記載をしていくというお話がありましたが、今回、新城市の事例では、産廃処理業といいながらも堆肥の施設なんです。それも悪臭を伴うような原料を持ち込むということで、大変大きな反対運動になっているわけです。

そういったものに対して、地区計画の中で、具体的に環境負荷を伴うという抽象的なもので、環境負荷は伴いません、法律を遵守すれば大丈夫ですなんて言われたら排除はできないわけですが、具体的にどのような記載の仕方をすればこういった問題を排除できるのか、お聞かせいただきたいと思います。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

今、議員が言われましたように、具体的に、例えば堆肥の製造というような表現も含んだ中で制限はかけていきたいと。いろいろな形で制限の方法はありますが、何でもできるというような形じゃなくて、条例で決められたものしかできないというような形で条例化で整備をしたいと、このように考えております。

### ○13番（吉川三津子君）

恐らく、本当はかなり大変な作業になってくると思いますので、心してやっていかなければならないと思っております。

今回、製造業といいながらも、堆肥も製造業だという言い分でやってきたりとか、買い戻し特約がついていながらそれを競売で買ったりとか、一般常識では考えられないような企業の進出となっているわけです。そういったものに対して、いかに歯どめをかけていくのか。多分、そこで一つしくじったら企業団地は全滅です。それをやはり心して、準備を進めていただきたいというふうに思っております。

それから企業誘致についてですけれども、これから先行投資もされていくと思います。仮に企業がうまく誘致ができたとき、全体的にプラ・マイどれぐらいの市の収益を目標にしているのか、今の税制度等でいいですけれども、その辺の目標がおありならば、お聞かせい

ただきたいと思います。

○経済建設部長（加藤清和君）

先ほども御説明させていただいたように、具体的な企業というのが今決まっているわけじゃございません。ただ、現段階でわかる部分については、固定資産税だけで考えた中でも、農地の課税でいった場合については、土地の分だけでも12万6,000円ぐらいのものが、今度企業誘致をすることにより、土地、家屋等により4,900万円ぐらいの固定資産税になると。そのほかに、働く場の提供だとか、若者の定住化というような部分を優先した中で、製造業ということをして市としては希望をしておりますが、当然、企業庁と優良な企業をお互いに確認をしながら、この企業ならいいという判断をした中で企業誘致を進めたいと、このように考えております。

○13番（吉川三津子君）

雇用は、目標として何人ぐらい。計画をするからには目標値をお持ちだと思いますが、雇用についてはどうなっているのか、お聞かせください。

○経済建設部長（加藤清和君）

先ほども申しましたように、具体的な企業が決まっているわけじゃありませんが、企業によって何百人、何千人という場合もありますので、こういうようないろいろな情報を収集する中で、愛西市としてどういう企業を誘致したらいいのかということはしっかり企業庁と打ち合わせをします。

○13番（吉川三津子君）

今聞いて、目標がないということで、ちょっと驚いてしまったわけなんですけれども、ぜひしっかりとした目標を示していただきたいと思います。

それから、時間がないので、幾つか本当は聞きたかったんですけれども、NPOと地域の団体等の活力、市長がタウンミーティングで、行政だけでは無理で、そういった組織の力をかりていかなければならないということをおっしゃいました。私は、この介護保険の改正が一つのきっかけになっていくだろうというふうに思っておりますので、そういった視点でNPOの育成、地域組織の自立ということ、この介護保険をきっかけにぜひ目指していただきたいなというふうに思っております。これは私の意見でございます。

それから、支所についてお伺いをしたいと思います。

きょうも、真野議員のほうから説明があったわけなんですけれども、インフラ整備基本計画で支所の位置づけをしていくということですが、私は、どう考えても、この公共施設の統廃合の問題にこの2年、3年と取り組んできて、やはり支所は複合施設の中でやってこそ人とのつながりができてくる、そしてまちづくりにもつながる、合理化にもつながる、コストダウンにもつながる、市民の利便性にもつながるといふように、どうしても私はそここのところにたどり着きます。

佐織についても公民館があります。そして、福祉センターについては指定管理者に出されていますが、本来ならば民間が施設を建てて運営するような、そんな指定管理者制度になっているわけなんです。そういった部分で、まだまだ施設、支所が置けるようなスペースがあるというふ



うに思っておりますが、こういった面から、このインフラ整備基本計画と支所計画の整合性について、市の考え方をお聞きしたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

議員の支所、公共施設全般のスタンス、考え方というのは、よく理解をしておるつもりであります。

それで、諸整備の関係でありますけれども、これはもう最前から一応申し上げてきましたし、その一つの現在の整備計画そのものが、既存施設の有効活用という視点の中で整備してきておるのは事実であります。

そして、きょうの午前中のインフラ、先ほどありました長寿命化計画、国のほうから指針が出ておりますけれども、それは愛西市全体の施設整備を今後どうすべきかということも含めて、国のほうから示されたのは28年度、3年間行動計画をつくりなさいと。その後、個別計画というふうになってくるわけでありましてけれども、その中には、今回の支所の整備計画も位置づける形になるかというふうに思っております。

しかしながら、おっしゃることも理解はできます。理解はできますけれども、今日に至るまで、例えば立田地区にしても、佐織地区にしても、八開地区にしても、既存施設の比較検討をした中で、今の既存庁舎を活用するというのが私どもの考え方でありまして、そんな考え方で今後も進めていきたいというふうに考えています。

○議長（鬼頭勝治君）

13番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月24日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時15分 散会

